

令和6年第1回定例会会議録（第5号）

令和6年3月18日

○出席議員（25名）

1番	塩手悠太	2番	石田強
3番	中村悟	4番	森裕二
5番	小野和美	6番	重松康宏
7番	小野佳子	8番	日名子敦子
9番	美馬恭子	10番	阿部真一
11番	安部一郎	12番	小野正明
13番	森大輔	14番	三重忠昭
15番	森山義治	16番	穴井宏二
17番	加藤信康	18番	吉富英三郎
19番	松川章三	20番	市原隆生
21番	黒木愛一郎	22番	松川峰生
23番	野口哲男	24番	山本一成
25番	泉武弘		

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市長	長野恭紘	副市長	阿部万寿夫
副市長	岩田弘	教育長	寺岡悌二
総務部長	柏木正義	企画戦略部長	安部政信
観光・産業部長	日置伸夫	公営事業部長	上田亨
市民福祉部長 兼福祉事務所長	田辺裕	こども部長	宇都宮尚代
いきいき健幸部長	大野高之	建設部長	山内佳久
市長公室長	山内弘美	防災局長	白石修三
消防長	浜崎仁孝	教育部長	古本昭彦
上下水道局長	松屋益治郎	企画戦略部次長 兼財政課長	矢野義知
総務部次長 兼総務課長	行部さと子	市民税課長	佐保博士

政策企画課参事	佐藤浩司	温泉課長	樋田英彦
温泉課参事	河野文彦	こども部次長 兼子育て支援課長	中西郁夫
健康推進課長	和田健二	スポーツ推進課長	豊田正順
建設部次長	渡邊克己	都市整備課長	山田栄治
公園緑地課長	橋本和久	市長公室参事兼新湯治・ ウェルネスツーリズム推進室長	松川幸路
自治連携課長	溝部進一	防災危機管理課長	中村幸次
教育政策課長	森本悦子	学校教育課参事	宮川久寿
学校教育課参事	時松哲也	消防本部長 消防課長	後藤英明
上下水道局 総務課長	田原誠士	上下水道局 工務課長	永井雄一

○議会事務局出席者

局長	河野伸久	議事総務課長	中村賢一郎
補佐兼総務係長	岩男涼子	係長	甲斐俊平
主査	松尾麻里	主査	佐藤雅俊
主事	定宗隆一郎	事務員	尾割春晃

○議事日程表（第5号）

令和6年3月18日（月曜日）午前10時開議

第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前10時00分 開会

○議長（加藤信康）ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第5号により行います。

日程第1により、15日に引き続き、一般質問を行います。

通告の順序により発言を許可いたします。

○19番（松川章三）今日、朝一番でございますので、いつも質問するとき緊張するんですけど、しゃべり出したらまた戻るかもしれません。今緊張で、何を言っているのかなと思っておりませんが、しゃべらせていただきます。

まず第一に、朝日出張所跡地について、この件について質問をしたいと思います。

朝日出張所は、令和3年5月、朝日大平山地区公民館に移転しまして、もう早いもので3年たちました。当時の朝日出張所は行政機能と、そしてJAではありましたが金融機関、そして購買の生鮮食料品はじめとして、身近で、いろいろと役に立つものがたくさん置いておりました。地域の人の買物、金融、そして行政と、そこに行けば何でもそろうんだというふうな、本当に使い勝手のいい複合施設であったわけですね。

また、バス路線も充実してまして、いろいろなところから、バスに乗って出張所に訪れていた人たちが多かったわけなんです。特に亀川出張所が移転しまして、その後、亀川地区から実はバスに乗って朝日出張所まで来ていた人が本当多かった。というのは、路線がちょうどありましてね、バスセンターもありましたし、いろいろなことをして帰っていた。非常に今考えてみると懐かしいなと。たった3年ですけどね、懐かしいなと今思っております。

この旧朝日出張所跡地の利活用について、公募型プロポーザル方式で民間の事業者を公募しておりました。これが公募したのですが、不調であったということを知っております。この結果がどうだったのか、まずお伺いしたいと思います、お願いいたします。

○次長兼総務課長（行部さと子）お答えいたします。

旧朝日出張所跡地利活用事業につきましては、令和5年9月29日に民間事業者の公募に係る公告を行い、10月20日まで参加申請書の受付、12月12日まで企画提案書の受付を行いました。応募は1者あり、旧朝日出張所跡地利活用事業プロポーザル審査委員会を12月25日に開催し、事業者から企画提案説明を受けましたが、選定の基準点を満たさなかったため、優先交渉権者の決定には至りませんでした。

○19番（松川章三）応募者が1者ということですね、選定基準を満たしていなかったということで採用されなかったみたいですが、応募者が1者であったということはいろんな理由があるとは思いますが、民間事業者にとって、あそこの土地は事業を行うにはいろいろと制約があって、魅力が少なかったのかなと、そのように思っております。

この朝日出張所跡地を、今後も利活用について公募をするのだろうか、それとも考え直すのか、それは分かりませんが、もし公募するのであるならば、いつまで公募を続けるのかお伺いをいたします。

○次長兼総務課長（行部さと子）お答えいたします。

本事業では、利活用方法に関し、地区公聴会を開催し、地域住民の意向を伺っております。また、前回の公募では、公告から参加申請書の受付が約20日間と短かったためか、参加申請書の受付後に問合せがあったこともあり、1度の公募で決まらなかったから方向性を変えるのではなく、令和6年度前半に再度公募したいと考えております。

○19番（松川章三）再度公募する予定であるということですね。

先ほども言いましたけど、民間の事業者にとって、あそこの土地は、事業を行うにはちょっと中途半端な土地の広さなのかなと思っております。魅力が少ない、そのように思っております。特に、跡地の貸付け対象面積、さっき土地が狭かったって言っていますが、対

象面積が1,400平米ということでございますので、もうちょっといろんなものを建てたりすると、活用するところがなくなるんじゃないかなというふうに私は思ってるんです。狭過ぎて採算ベースに合わないというところじゃなかったのかなと。それで、応募者が少なかったのかなと思っております。

この旧朝日出張所跡地の利活用方針が、別府市跡地等利活用方針の中で示されておりますが、これを、先ほどもまたもう一回公募するんだって言ってましたけど、計画の見直しを考えたほうがいいのではないかと考えておりますが、これについて考えをお聞かせください。

○次長兼総務課長（行部さと子） お答えいたします。

利活用の方向性につきましては、公共施設マネジメント推進会議で決めることとされております。令和6年度、再公募を経ても事業者決定に至らず計画を見直す際は、再度、公共施設マネジメント推進会議に諮り、方向性について協議したいと考えております。

○19番（松川章三） ぜひともね、そうやってほしいなと。方向性について、協議をしてもらいたいと思っております。

それでは、その利活用方針を策定する際に、住民説明会をやってございましたよね。その住民説明会のときのことについてお伺いしますが、そのとき地元の住民からいろいろと要望が出ていたと思いますが、その要望についてお聞かせを願いたい、内容について、お願いいたします。

○次長兼総務課長（行部さと子） お答えいたします。

令和3年11月に行いました公聴会では、跡地に設置してほしい施設として、コミュニティセンターや子ども食堂、避難所として活用できる場所、野菜の直売所や地産地消の朝市が開催できる施設、駐車場などの御意見をいただいております。

○19番（松川章三） そうですね、地元の皆さんは本当に多くの意見を出しておりました。どれも皆地域のため、鉄輪地域のために、また朝日地域のために役立つ要望ばかりだったと私は思っております。

皆さんも御存じと思いますが、鉄輪という地域は坂道が多くて道が狭いんですよ。そして、道路が混雑しますよね。その混雑した中を車を運転しながら駐車場を探して回っている光景をよく私は見かけます。しかし、車をとめる場所そのものがないために、結局車で鉄輪市内というか、市街を1周回って、結局とめるところがないまま、別の観光地に行ってしまうようなことも見受けることがあります。せっかく訪れていただいた観光客を、全く鉄輪の地域は収容し切れてないわけなんです。

最近では、国内の観光客、またインバウンドの外国人のお客さんも観光に来るのに、車、バスじゃないんですよ、今、ほとんど車で来るんです。そして、車で来るということは、その駐車場事情のよし悪しが、観光客を引き止めるために大きなウェイトを占めるようになってきております。

このような中、今年から熱の湯前の駐車場と、鉄輪温泉地区駐車場がありますね。これは温泉課が所管してありますが、ここを時間制で駐車できる市営の駐車場として整備しました。これは、実を言いますと観光客に物すごく喜ばれております。そしてそこにとまっている車の、私が見る限りですけど、ほとんど半分以上、レンタカーのナンバーです。もう本当にびっくりします。降りてきたお客さん、日本語じゃないんですよ。ほとんどが中国語、韓国語。今朝もタイの人から道を聞かれましたけど。そういうふうに車で、福岡からもう直接乗り込んでくる、すばらしい道路、高速道路を通過して別府に観光に来てくれる、本当にこの人たちは大事にしなければいけない人たちなんです、ところが悲しいかな、鉄輪地区には駐車場が少ないということで、先ほど言いましたけど、通り過ぎてしまうことも多々あるわけなんです。全国の観光地を見ましたら、必ずと言っていいほど観

光案内書つきの駐車場が整備されているように、私は思うんですよね。よく行って駐車場を見たり、観光案内を見たりしますと、必ずそういうふうになってるようになります。

利活用方針の中にも、駐車場を望む声がありますので、ぜひともね、市営の駐車場として整備するつもりはないのかなと、してもらいたいなど、そのように思ってるんですが、ここに市営の観光案内所を設置して、また、鉄輪の観光マップ等で周辺を案内してもらう。そうすれば、駐車場を利用していただいた観光客の皆さんに町なかを歩いていただく。そうすれば、街も活性化していくんじゃないかなと、そのように思っております。この土地は、本当に土地の狭さ広さは別ですよ、立地条件としては非常にいいところにあります。必ず横断道路で、上りも下りも鉄輪地域は目につきますからね。

そこでこの立地条件の旧朝日出張所跡地を、市の観光案内所を併設した駐車場として整備をしてはどうかと、そのように考えているわけでございます。この辺についていかが考えられるんでしょうか、お願いします。

○次長兼総務課長（行部さと子） お答えいたします。

利活用方針では、住民の御意向を把握し、導入する機能は、観光の利便性向上の機能、物販・飲食の機能、地域住民の交流拠点の形成に寄与する機能、駐車場機能などに整理されてきました。

事業者の公募に当たりましては、この方針により募集要項を定めており、駐車場機能も含めた募集を行っております。今後につきましては、再公募の状況を見て判断したいと考えております。

○19番（松川章三） 利活用の方針がありますのでね、それでいくんだろうと思いますが、今言ったように観光案内施設を造って、そして駐車場にしていただければ、地域の皆さんの要望にもこたえることができるし、鉄輪地区の利活用じゃなくて活性化にもつながります。そして何より観光客が駐車場を探し回らなくて済むようになりますので、どうかその辺を、検討していただいて、そして造る方向で考えていただきたいなということを要望しまして、次の質問に入ります。

次は、指定管理についてでございます。

もうすぐ、第110回の別府八湯温泉まつりが、4月1日から7日までの1週間の日程で始まります。このお祭りは、豊かな温泉の恵みに感謝するお祭りでございます。この豊かな温泉があるおかげで、毎日温泉に入ることができるし、また別府市が潤う元となっているわけでございます。市民は温泉のありがたさを実感していることと思います。

そして今年は市制100周年記念、これもあります。市民はますますね、温泉のことを見直していくのだろうなと思っております。別府市にはたくさんの温泉がありますが、この温泉にはいろんな種類がありますね。それは何かといいますと、市有市営温泉、市有区営温泉、区有区営温泉及び組合営温泉、多数ありますが、それぞれ経営形態が違っておりますけど、その中で、今回は市有市営温泉についてお伺いしたいと思います。

現在の市営温泉の施設数と指定管理者名をお聞かせ、お願いいたします。

○温泉課参事（河野文彦） お答えします。

無料及び休業中の市営温泉を含め、温泉課所管の市営温泉施設の数は、令和5年度現在で15施設ありまして、そのうち有料市営温泉の竹瓦温泉、不老泉、田の湯温泉、海門寺温泉、永石温泉、鉄輪むし湯、柴石温泉、堀田温泉、浜田温泉、亀陽泉、湯都ピア浜脇、浜脇温泉の12施設は、指定管理者による管理運営を行っております。

また、令和5年度の指定管理者は、有限会社サンエスマンテナンス、一般財団法人別府市総合振興センター、ケービックス株式会社、特定非営利活動法人鉄輪湯けむり倶楽部の4事業者でございます。

○19番（松川章三） 温泉課所管の市営温泉の数は15施設あり、その中で12施設は指定管

理者が運営しているということですね。

その指定管理者のことについてお伺いをいたしますが、今回、従来のグループを変更して、新たなグループとして指定管理者の公募を行ったところがございます。それは堀田温泉と柴石温泉グループ、柴石温泉グループは柴石温泉と浜田温泉、そして亀陽泉ということになります。この温泉を同一グループにして募集した理由は何でしょうか。

○温泉課参事（河野文彦） お答えします。

今回の指定管理者の募集に当たっては、入浴形態が多様で、市内外からの利用者が見込まれる温泉施設である堀田温泉と柴石温泉を一括管理運営することで、多彩な魅力を引き出し、集客の向上や経費の節減等の相乗効果を可能とした事業者からの提案が期待できること、また、前回の公募において、堀田温泉には複数の事業者からの応募実績もあったことから、これまでの柴石温泉グループの亀川地区の2施設と併せて4施設の一括管理として募集を行っております。

○19番（松川章三） 4施設併せて一括管理を募集したということですが、しかし、堀田温泉と柴石温泉を一括管理運営して、多彩な魅力を引き出すということですね。集客の向上や経費の節減等で相乗効果を狙っているということだったんですが、応募者がいなかったということになりますね。

堀田温泉の場合、前回の公募では単体だったにもかかわらず、複数の事業者から応募があったと今おっしゃってましたね。だけど今回その2つを合わせて、違った魅力を持ち合わせた温泉を合わせて同一グループとして、公募すれば、指定管理者の公募が多いだろうと思ったのが当てが外れて、公募がなかった。

ということは、どうしてなのか、その理由はどのように考えておりますか。

○温泉課参事（河野文彦） お答えします。

現下の人手不足の状況や経費の高騰などの状況から、施設従事員の配置等、業務や執行体制の確保の面や、また収支の積算の面からも、管理実績がない施設の管理に新たに参入することに対して消極的であったのではないかと分析をしておるところでございます。

○19番（松川章三） 人手不足や採算面で応募がなかったということは確かにあるのかもしれませんが、特に採算面ではね。別府市総合振興センターは、今回の公募には参加しておりませんでしたね。応募者がいなかったため、前回までの指定管理者の実績を買われ、急に管理の要請があつて、やはり引き受けたのだらうと私は推測いたします。

このようなことがまたあるかもしれませんが、今後もこの堀田温泉と柴石温泉グループの管理運営を指定管理者に担わせるのか、公募を続けていくのか、お伺いしたいと思いますが、いかがですか。

○温泉課参事（河野文彦） お答えします。

今回の延長中に再度の公募に向けて準備していくこととしますが、引き続き公募時期までに精査・検討していきたいと考えております。

○19番（松川章三） 実は、私は市営温泉の管理運営に関しては、指定管理者制度がなじまないのではないのかなと私は思っております。指定管理者以外にも、以前やっていた直営や委託での管理運営方法もあると思うのですが、その点についてはどのように考えておりますか。

○温泉課参事（河野文彦） お答えします。

市民及び観光客にも利用される市営温泉については様々な管理運営方法はあろうかと思いますが、現在のところ、公衆浴場として、衛生管理面を含めた施設の管理運営に加え、集客の向上や経費の節減等、民間事業者の専門ノウハウと、創意工夫を活用した市営温泉の魅力及びサービスの向上に期待して、指定管理者による管理運営としております。

○19番（松川章三） 確かに、指定管理者制度を始めた頃は、施設の管理運営や集客、経費

節減等民間事業者のノウハウが活かされて効果が出ていたと私は思っております。しかし、平成18年から指定管理制度が始まりまして、今18年たっております。過去に4回公募して、今回で5回目であろうと思いますが、その間に指定管理者の公募をするごとに、指定管理料は高くなってきているわけですね。また、衛生面においても、営業停止になるような事案も発生をしておりますし、苦情も多く聞かれるようになってきています。直営のほうがよかったのではないかと、そのような意見も出ることもありました。

全国的に見ても、指定管理者制度そのものを、廃止している自治体もあります。だんだん増えてきているようにも思います。本市も思い切って指定管理者制度の廃止を考えてみることも大切だと思っております。

実はここに、私が作った堀田温泉と柴石温泉グループの年度中の指定管理料の推移を表した表があります。これちょっと説明させていただきますけど、平成18年度から平成22年度まで、これが第1回目の、これが堀田温泉のほうですね。堀田温泉では平成18年度から平成22年度、23年度から27年度、28年度から令和2年度、これは5年間の期間ですね。令和3年度から令和5年度、これが3年です。今度は令和6年度、これが今年になりますね。令和6年度から指定管理するものになります。これが、堀田温泉につきましては、最初は別府市総合振興センター、2回目が大分観光サービス、3回目では別府市総合振興センター、4回目も別府市総合振興センター。今回も、急遽、別府市総合振興センターに決まったわけでございます。

この指定管理料は、5年間で考えると分かりにくいので、5年間でかかったお金を1年分で考えるために、全部割って計算しておりますが、最初の1年間の辺りが1,372万5,000円だったわけですが、2回目になると1,392万円ですね、3回目が2,076万円、4回目になると2,242万円と。今回が2,339万円です。指定管理料はかかっております。

柴石温泉グループになるとどうなるかといいますと、やはりこれも、年度数は全部一緒です。これが1回目がサンエスマンテナンス、2回目がおおいた観光サービス、3回目がおおいた観光サービス。この年の7月に亀陽泉がオープンしましたので、この分が入っております。4回目が別府市総合振興センター、5回目が別府市総合振興センター、そして今回応募者がなかったため、別府市総合振興センターになったということになります。これも、指定管理料を1年ごとに換算しておりますので、発表いたします。

1回目が柴石温泉グループでは876万円です。非常に安くて、本当によかったんだろうと思います。2回目が1,203万円です。3回目で2,669万円に跳ね上がっております。4回目が3,438万円と。今回が4,221万円になっているわけですね。これ、堀田温泉で言いますと、最初の指定管理料から今回の指定管理までどうなったかと言いますと、18年で約1.7倍になっております。柴石温泉グループにおいては、最初から今回までで約4.8倍に上がっております。

ということで、非常に料金が上がってきているわけなんですね。これはここまで、今回このように入札者がいなかったということは、先ほど採算面でのことを一つの理由と上げておりましたが、こんだだけ料金が上がって、果たして採算面が合わないのかなと、実はそれは私はちょっと分かりません。参考価格が、堀田温泉と柴石温泉、全体のグループで足したグループね、まとめていきますと、実は今回募集した金額は5,096万円です。ところが、これに応募者がいなかったものから、別府市総合振興センターに6,561万円を期間延長しております。ということは、募集価格より1,464万円高い値段でね、期間延長したことになります。

ただ、この価格は先ほども言いましたけど、本当に適正なのか私にはちょっと分かりません。がしかし、本当にこういうふうの高い値段じゃなくて、委託とか直営ですればできるんじゃないのかなというふうに感じることはあります。これは、やっぱり検証してみな

いと分からないということです。ぜひとも検証してもらいたいですね。このままいけば、毎回切替えごとに指定管理料を引上げしなくてはならないようになると思います。

堀田温泉、柴石グループを除く、今回指定された指定管理者導入施設の次回公募は全部5年後です。ただ柴石温泉と堀田温泉グループは、もう1年で総合振興センターが引き上げますので、来年になります。ぜひとも、今からその管理運営方法の見直しや改善等、今後の方針について検討していったほうがいいんじゃないかと。特に料金の面についてはね、もう先ほども言いましたけど、柴石温泉グループでは4.8倍になってる、最初から比べるとね。もちろんその中に、先ほども言いましたけど亀陽泉が入ったから高くなったんだということもあるかもしれませんが、ちょっと異常だと私は思います。ぜひともその辺についてね、検討していただきたいんですが、その点についてはどのように考えておりますか。

○観光・産業部長（日置伸夫） お答えいたします。

まず、指定管理料の柴石温泉グループは亀陽泉が増えているということでございますけども、特に亀陽泉につきましては柴石温泉グループの中でも入浴者数がかなり突出して多うございまして、それに要する経費というところも必要になりますので、それなりの指定管理料に反映してくるということと考えております。

さらに最近の、人手不足であるとか物価高騰の幅がかなりの振れとなっておりますので、そういったものを反映した指定管理料になっていると考えております。

また、さらに今後の市営温泉の管理運営についてでございますけれども、平成18年度から指定管理者制度を導入し、これまで管理運営を行ってきたところでございますが、今回の公募に対して、応募事業者がなかった結果も踏まえまして、管理形態の選択に当たりましては、民間のノウハウと機能的な管理、自主事業による魅力の向上等これまで求めてきた民間事業者による管理のメリットも必要であるということも考慮し、さらにより効果的で効率的な施設の設置目的を達成できるか等を基本といたしまして、個々の施設ごとに詳細に検討をする必要がございます。次回の指定管理者替えの時期までに、将来を見据え、別府市としてしっかりと責任を持った管理体制を十分に精査してまいりたいと考えております。

○19番（松川章三）今言われましたね、堀田温泉と柴石温泉グループ、これは別府市の中でもかなり人気のある、そしてお客様の多いところだったと思います。そして亀陽泉なんかには、今言いましたね、たくさんのお客さんが入ってきてるんだと。その人気のある温泉がたくさんある指定管理グループに対して応募者がいなかったということは、もう私が思うにただ一つ、指定管理料が低過ぎたんだろうとっております。

でもね、これは本当にそうなのかということをお先ほども言いましたけど、検証してください。指定管理料、このままでいったらどんどんどんどん上がってきますよ。もう、指定管理者がいなければ、上げるしかなくなりますからね。ぜひともそのように管理して検討してください。

そして、最後に指定管理者制度の廃止も含めて検討していただいたほうが良いと私は思いますが、その辺を要望しておきますので、どうか頭の中に入れておいてください。

それでは次の質問に移ります。

今度、道路整備についてでございますが、市長、最近ね、私思うんですけど、道路が非常によくなったような気がします。私の通るところがよくなったのかそれは分かりませんよ。よそのほうもよくなったか分かりませんが、とにかくよくなったし、歩道もよくなった、そのように私は感じております。これは確かに道路整備に力を入れてくれてるんだろうなと考えております。

この別府市にある道路ではございますが、国道や県道、市道といろいろ所管によって種

類がいろいろありますよね。これについて、その種類と管理延長についてお伺いをしたいと思います。

○都市整備課長（山田栄治） お答えいたします。

別府市内の道路の種類についてですが、まず国土交通省が管理する国道10号、いわゆる直轄国道ですけども、その延長が約10キロメートルございます。次に、大分県が管理する国道500号、これが15キロメートル。同じく、大分県管理の県道が約70キロメートルとなっております。別府市が管理する市道は約650キロメートルとなっております。

○19番（松川章三） 別府市の市内には本当に重要な道路がたくさんあります。それで、私が住んでる鉄輪地域では、ちょうど今、国道500号線の拡幅、歩道の拡幅工事やっています。両サイド5メートルの歩道を造ります。こうなってくると、あとで上がったときには電柱を地中化して、見晴らしのいいすばらしい道路ができると思いますが、電柱を地中化すると今度また信号無視で交通事故が起きないかと、そこを心配しているところではございますが、それは置いとしまして、その中で別府市が管理する市道が約650キロメートルあるということです。幹線道路や市道について、また歩道の改修についてもいろいろやっております。通学道路関係なども改修していただいておりますが、そういうふうなもの整備状況についてお伺いをいたします。

○都市整備課長（山田栄治） お答えいたします。

まず、市の幹線道路（都市計画道路）の整備につきましては、現在、亀川駅西口から県道鉄輪亀川線を結びます山田関の江線、それから県道別府狭間線浜脇バイパスの浜脇交差点の西側より永石通りまでの区間で浜脇秋葉線、この2つの道路整備事業を実施しております。

また、共生社会実現推進基金を活用して歩道の改修工事やっております。それから、通学路の安全確保のための歩道拡幅工事、それから、災害により被害を受けた道路の復旧工事、そのほか、老朽化した側溝や舗装を改修・修繕をする工事なども並行して行っているところでございます。

○19番（松川章三） いろいろとね、工事をしていただいております、改修工事やっていたいておりますが、道路改修とか道路整備をするに当たって、どこからしようかなというふうな優先順位があると思うんですよね。この道路がやっぱり、一番最初にしなきゃいけないだろうとかいう、ここは後でもいいだろうとか、そういうようなことがあると思いますが、その優先順位等の決定はどこでどのようにやられているのか、お伺いをいたします。

○都市整備課長（山田栄治） お答えいたします。

先ほど申しました、各道路の整備改修の種類ごとに御説明をさせていただきます。

まず、都市計画道路等の幹線道路につきましては、国、県、市、住民等の意向を踏まえて作成をしました都市計画区域マスタープランの中で、優先的に整備、事業化を目標とする区間などを決定しまして事業を実施しております。

次に、歩道の段差解消等のバリアフリー工事につきましては、令和3年度に当事者の方や関係機関などと一緒に実施をしました現地調査を基に、優先順位を決めまして、また継続的に障がい者団体などの方々の要望や意見を聞きながら、順次整備を進めている状況でございます。

次に、通学路の整備に関しましては、学校などからの要望を基に教育委員会、別府警察署、各道路管理者、関係機関で構成する通学路安全推進会議の中で調整を行いながら事業を実施しております。

また、大前提として安全性や利便性に大きな影響のある災害の復旧工事や落石、それから土砂崩落のおそれがある箇所改修などにつきましては、速やかな対応を行っている

ころでございます。

そのほか、老朽化に伴う側溝舗装の改修、修繕工事につきましては、地元自治会の方の要望や損傷具合、交通量等を総合的に勘案しまして整備箇所を決定しております。

- 19番(松川章三) 分かりました。いろいろとやっていただいているの分かりますが、でも別府市内の道路については、本当に歩道の段差解消などかなり改善されてきて、先ほども言いましたけど改善されてきてます。市長が一生懸命頑張ってくれてるんだらうと思いません。市長を褒めることはあまりないんですけど、今日は褒めておきます。

ですけどね、市長、ここだけちょっとお願いしたい。通学路が非常にまだ悪い、安全確保に関して。子どもたちがやっぱり通るのに、本当に危ないところが多い。特に一方通行があつたりとかしますのでね、ぜひとも通学路なんかを、やっぱり優先順位の中に入れていただきたいと、そのように思っております。今後も、安全性、快適性、利便性の向上を図るために、関係者、関係機関等の様々な意見を聞いて、優先順位を明確にして、そして市民の誰もが納得する、喜ばれるような道路整備事業を行っていただくことを市長や執行部の皆さんにお願いして、この質問を終わります。

次の質問に移ります。

次は、新湯治・ウェルネスツーリズムについてお伺いをいたします。

令和6年度当初予算に、新湯治・ウェルネス推進に関する予算が1億円以上計上されておりまして、この新湯治・ウェルネスツーリズム事業は令和4年9月の補正予算で新規事業として初めて提案されて、事業内容は、医療・美容・健康をテーマに、温泉の効能を科学的根拠で示し、特別な体験を提供する新しい観光を推進するんだというふうに言っております。市長提案当初から、ある一定の規模感を持った拠点施設が必要だと言いつけておりまして、そして、市有地を活用しその拠点施設を造るということでしたが、提案後1年半たちました。拠点施設の場所は決まったのか、決まるとすればどこなのか、お伺いをしたいと思います。

- 市長公室参事兼新湯治・ウェルネスツーリズム推進室長(松川幸路) お答えをいたします。

新湯治・ウェルネスの推進事業につきましては、令和5年の3月の新湯治・ウェルネスツーリズム事業に関する調査報告書を受けまして、推進室では、初めに令和5年度研究・実践拠点も含めた「新湯治・ウェルネス」事業の啓発と理解促進を目的とした新湯治・ウェルネス懇談会を、計10回開催いたしました。市内に7つある「ひとまもり・まちまもり協議会」や、別府商工会議所、大学などと連携いたしまして、市民、事業者、学生などを対象とし、約400名以上の方の御参加をいただき、市長自らが本事業を皆様に丁寧に説明をし、啓発理解をいただいたところでございます。

並行いたしまして、新湯治・ウェルネスに関係する有識者専門家による推進会議も3回開催し、様々な角度から本市におけるウェルネスの可能性などについての提言などをいただいたところでございます。今後におきましても、新湯治・ウェルネスに関する事業の実施につきましては、準備が整い、お示しできる状況になったときにお知らせできればというふうに考えております。

- 19番(松川章三) 新湯治・ウェルネスツーリズム推進室長、私はどこにできるのか、決まったのか、決まったらどこにできるのかというふうな質問をしているわけでございます。今のような、事実確認をしているわけではございません。

もう一度聞きますが、どこにできるか、できるとしたらどこでしょうか。もう一度お願いいたします。

- 市長公室参事兼新湯治・ウェルネスツーリズム推進室長(松川幸路) お答えをさせていただきます。

本事業の進捗実施等につきましては、準備が整い次第お示しできる状況になればお知らせ

せというふうに考えております。

- 19番（松川章三） まあね、事業は準備が整い次第お知らせということなんですが、市有地の中から決めるということですので、そんなに時間のかかる問題じゃないとは思っております。また、市有地がたくさん候補あり過ぎて困ってるんだというのであるならば、その辺も分かるように、多分次回もするかもしれませんので決めていただきたいと、そのように思っております。

では、次の質問に行きます。

この拠点施設では、どういうふうなことを思い描いているのか、お伺いしたいと思えます。

- 市長公室参事兼新湯治・ウェルネスツーリズム推進室長（松川幸路） お答えいたします。

研究・実践拠点の位置づけにつきましては、同拠点を核といたしまして市内の温泉施設、旅館、ホテル、運動施設、リラクゼーション施設、飲食店などの事業者と連携し、市全体で産業として取り組み、経済波及効果、経済循環を生み出していくことを目指しております。

役割といたしましては、温泉効能のデータを蓄積し、その効果を見える化を行い、専門家の下で見える化された科学的根拠、エビデンスに基づき、個人に合ったプログラムをワンストップで提供することを想定しております。

また、見える化されたデータやエビデンスは、市内の事業者の皆様へ共有・連携をする役割も担うというふうなことを思い描いております。

- 19番（松川章三） 事業内容については分かりました。思い入れてることはよく分かりました。

ちょっと私、言い回しが違うかもしれませんが、もし違ったら訂正してください。市長は先日の予算決算特別委員会において、この新湯治・ウェルネス産業は世界で500兆円産業であると言ってましたね。乗り遅れないように、そのために一生懸命やるんだと。そして、先進地であるフランスのヴィシー市に行政視察に行きたいということをおっしゃってました。これ、市長が言ってたか、新湯治・ウェルネスツーリズム室長が言ってたか、間違ったらごめんなさい。私は市長が言ってたような記憶を感じたものですから、そういうふうに言います。

フランスのヴィシー市に湯治文化があったのかは私は知りませんが、行政視察に行くということですので、ウェルネス産業は発展してるんだろうと。ぜひとも私も行って、市長にどうだったかということをお伺いしてみたいぐらい期待をしております。

行くと言ってましたが、そしてその後はまだ、日本ではまだまだ本格的に取り組んでいる自治体というか地域が少ないので、別府市が先頭を走ってこれに取り組むんだと。そして、世界中から多くのセレブな観光客を呼び込むんだというような趣旨のことを言っておりましたが、理念はね、本当に大変すばらしいと思います。

しかし、この事業の一番大切なところであって、市民や関連事業者が一番注目しているところは、やはり拠点施設の規模や場所、経営主体なんですよ。規模、場所、経営主体、これが分からないと、市民の皆さんがなかなか納得しづらいんじゃないかなと思っております。先ほどの答弁で、研究・実践拠点の位置づけは同拠点を核として、市内の温泉施設、旅館、ホテル、運動施設、リラクゼーション施設、飲食店などと連携すると。そして産業として取り組んで、経済波及効果を生み出していくということを目指しているということでしたので、特に連携した産業として取り組み、経済波及効果を目指すと書いてるんですね。であるなら、研究・実践拠点がはっきりしていなければ、新湯治・ウェルネス事業を進めることが、私はですよ、難しいんじゃないかなと思うんですが、その辺はどのように考えておりますか、お伺いいたします。

- 市長公室参事兼新湯治・ウェルネスツーリズム推進室長(松川幸路) お答えをいたします。
- まずこの議会でも、令和4年の9月のたしか議案質疑の折だったと思いますけども、まずは市民の理解を得ることが必要ではないかというふうな御質疑だったと私記憶しております。そういうことを私どもも段階を踏んで、この事業を進めていくことを考えております。
- また、人材育成につきましても、たしか森大輔議員のほうから令和4年に御提案があったかと思いますが、そういう段階を踏んで本事業を進めていくというふうな基本で、今年度懇談会を開催し、事業者、市民の皆様にも多く参加していただいた。議員の皆様も多く参加いただいて、理解促進・啓発に努める段階から進めているところでございますので、それ以降またお示しできる状況があれば、随時報告させていただきたいと思っております。
- 19番(松川章三) もちろんその段階を踏まなきゃ何も仕事はできませんが、しかし拠点施設を造るということであるならば、その拠点施設をやっぱり決まらんで段階を追って、ほかのこと全部やって拠点施設を最後に決めるんだという、そういうふうなものなんですかね。ちょっと何か私には理解がしづらいところがあります。
- しかし、拠点施設での仕事内容ですね、これはもう何度も聞きましたので、本当によく分かっております。今の答弁にもあった庁内の連携、担当各課において様々なデータの取得や、ウェルネスに関する事業を展開していくと。新湯治・ウェルネスツーリズム事業の材料を集めているんだということでございますので、今データを収集するには、その辺先ほど言ったような拠点施設とかいろんなものがあったりとか、実際に事業をしている事業者聞いてみるとか、ここは別府市内にないから、市外に尋ねるとか、市外から呼ぶとか、そういうことも考えられると思うんですよ。でも、このデータの収集は、今担当課がやってるわけじゃないと思うんですよ。担当課はもちろんデータ収集するんだけど、その実験データは事業者がやってると思うんですよ。事業者がないと、データ取れませんから。
- そのような関係で、ぜひとも拠点施設があり、そのようなデータをここで、こういうところから収集してますよということを見せたほうが市民が納得するんじゃないかな、どうなんですかね。
- 今何ぼ言っても、多分これは平行線をたどると思いますから、ここで止めますけどね。私の要望は、ぜひとも早めに拠点施設をどこに造るか、そしてここで何をするんだ、どういう事業者たちとどういうふうな取組をするんだという絵を見せていただきたいと、そのように思っております。ぜひともそのことを要望しまして、私の一般質問を終わります。
- 以上です。
- 4番(森 裕二) 4番議員のビーワンべっぷ会派、森裕二です。それでは、早速一般質問を始めさせていただきます。
- まず初めに、ライドシェアについてお聞きをしたいと思います。
- ライドシェアとは、事業者が一般ドライバーとその自家用車を利用して有償の旅客運送を行うサービスと定義をされており、一般的な白タクとは違うものとされており。コロナ禍で人の移動ができなくなったことと、高齢化が進んでいたこともあり、全国的にタクシーの運転手不足が発生したことで、高齢者が移動手段の確保に困ったり、コロナ後のインバウンドの急増にタクシー不足が目立つようになったことで、ライドシェアの解禁に向けた議論が急速に始まったことが背景にあると思っております。2023年10月に岸田首相が所信表明演説でライドシェアに言及したことも、国がライドシェア解禁に向けて本格的に動き出しているという状況だというふうに思っております。
- それでは、市が現在把握している最新の全国的なライドシェアの動きについてお答えください。

○政策企画課参事（佐藤浩司） お答えいたします。

令和5年12月20日のデジタル行財政改革会議において決定された「デジタル行財政改革に関する中間とりまとめ」において示された道路運送法第78条第3号によるライドシェアは、タクシーが不足する地域・時期・時間帯の特定を行った上で、タクシー事業者が運送主体となり、地域の自家用車や一般ドライバーを活用し、アプリによる配車とタクシー運賃の収受が可能な運送サービスを提供する新たな仕組みとなっております。令和6年3月13日には、国土交通省が4月から東京、横浜、名古屋、京都の4地区で運行を認めると発表しております。

次に、道路運送法第78条第2号におけます自家用有償旅客運送については、使いやすい制度へ大幅に改善していくため、令和6年12月28日の「自家用有償旅客運送に係る運用上の留意事項等について」などの一部通知が改定されたほか、令和6年2月28日には国土交通省の交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会において、「地域公共交通会議のあり方の見直し」や、「交通空白の定義、運行区域の設定の柔軟化」、「ダイナミックプライシングの導入」について議論されるなど、全面解禁に向けた動きが急加速しております。

○4番（森 裕二） 現在のライドシェアの動きについて、よく分かりました。道路運送法第78条第2号及び第3号が、今回国がやろうとしているライドシェアだということですが、この第2号及び第3号の違いについて、もう少し詳しく説明をお願いします。

○政策企画課参事（佐藤浩司） お答えいたします。

一般的に言われております日本版ライドシェアは、道路運送法第78条第3号に規定されるタクシー事業者等が運行するものを指します。現時点では詳細な情報は公表されておりませんので、12月20日のデジタル行財政改革の決定事項における内容となりますが、次のとおりとなります。

まず、対象エリアは、タクシーが不足する地域・時期・時間帯となっておりますが、地域公共交通会議での協議が不要となっております。

また、運行主体はタクシー事業者です。タクシー事業者と雇用契約したドライバーは、1種免許保有者で、タクシー会社での研修を受けた者となります。ただし、雇用契約以外の方法は現在検討中であります。

また、配車はアプリによるものとなりますけれども、タクシー運賃の収受が可能な運送サービスを4月より提供することとなっております。なお、タクシー事業者に限定して開始する制度ではありますが、タクシー事業者以外の者がタクシーライドシェア事業を行うための法律制度について、令和6年6月に向けて、今議論を進めているということでもあります。

次に、第2号の自家用有償旅客運送について、いわゆる自治体ライドシェアと言われるものですが、対象エリアは交通空白地域で、地域公共交通会議の合意が必要となります。ただし、交通空白地域の解釈の拡大を検討しているというところです。

運行主体は自治体、または非営利団体です。ドライバーは1種免許保有者で、大臣認定講習を受講した者となります。

また、車両は、白ナンバー、タクシーの事業者の車両を使用することも可能で、運賃はタクシー運賃の約8割ということになっております。

○4番（森 裕二） 第3号が、タクシー事業者が行う一般的なライドシェアであり、第2号が今別府市が行おうとしている自治体ライドシェアだということがよく分かりました。

では、第3号のタクシー事業者が行う一般的なライドシェアを実施するに当たり、どういった課題点があると考えているのか、また、安全面などを解消するにはどうすればよいと考えておりますか。

○政策企画課参事（佐藤浩司） お答えいたします。

道路運送法第78条第3号に規定されます、タクシー事業者によるライドシェアは、タクシー事業者が車両管理やドライバーの研修、教育、勤務時間の管理、健康管理などを行うことから、既存のタクシーと同等の管理、安全面が担保されるものと認識しております。

また、課題につきましてであります、ドライバーになるための条件は下がってはいません。しかし、賃金などの処遇面でドライバーの確保の問題があるのではないかと考えております。

- 4番(森 裕二) 私は、タクシー事業者によるライドシェアであれば、様々な問題点が解消されるというふうに思っております。タクシー事業者以外がライドシェアをする場合の問題点は、先ほどの答弁の中にもありましたが、車両管理やドライバーの研修、教育、勤務時間の管理、健康管理ができないということ以外にも、車内という密室で犯罪行為の防止体制や事故時の責任をどう取るのか、また、それらの対応を誰が行うのかという問題点、ドライバーの経験不足や技術不足も課題と考えます。

では、市が考えるタクシー事業者によるライドシェアの問題点というのは何があるかと考えておりますか。

- 政策企画課参事(佐藤浩司) お答えいたします。

タクシー事業者によるライドシェアの問題点は、ドライバーの確保や、既存タクシーの事業者様とのすみ分けについて課題があるものと考えております。

また、3号ライドシェアを実施するには、アプリの導入など、一定の経費が必要となります。令和6年度当初予算において、3号ライドシェアの立上げに係る費用を補助するため、交通空白地対策事業費補助金として500万円を計上しております。

- 4番(森 裕二) 確かに、現状でもタクシー事業者は人員を確保できていない状況ですので、タクシー事業者単体でのドライバーの確保というのは難しいというふうに私も思っております。

しかし、自治体ライドシェアをはじめ、今後タクシー事業者以外の業者がライドシェアに参入してくると、今まで、この地域交通を支えてきた既存のタクシーがあおりを受けて減っていくということも考えられるというふうに思っております。この点について、別府市としてはどのように考えておりますか。

- 政策企画課参事(佐藤浩司) お答えいたします。

道路運送法第78条第3号のタクシー事業者によるライドシェアにつきましては、実施主体がタクシー事業者となるため、ライドシェアの稼働台数や稼働時間など、一定のルールをつくるなどの対策は必要ではないかと考えております。しかし、本市からその実施内容等について調整することは難しいのではないかと考えております。

- 4番(森 裕二) 今の答弁をまとめると、私の解釈ですが、ライドシェアの拡大により、既存のタクシー事業者が減ったりなくなったとしても、別府市としては民間の話だから関係ないというふうにも聞こえるというふうに私は思いました。ナイトバスの際もそうですが、なぜもっと既存のバス・タクシー事業者と話をせずに、自分たちの思いだけで進めるのか、私は疑問に思っております。

では、別府市のタクシーの現状はどうなっているのかについてお答えください。

- 企画戦略部長(安部政信) 今の御指摘でございますが、あくまでも道路運送法第78条第3号のライドシェアにつきましては、これはもうタクシー事業者が主体となつてするものがございます。別府市がその辺、動向がどうなってもいいということではございません。私どもにそういった、主体的に運行するという権限がないということでございます。

それとタクシー事業者、バス事業者との協議ですが、これは国のデジタル行財政改革の会議の報告書が出た際に、それから幾度となく協議をしておるところでございます。そういうこともありまして、3号ライドシェアに対しては、市のほうもタクシー事業者がす

るのであれば補助を用意しているということで、協議はもう十分している状況でございます。

○政策企画課参事（佐藤浩司） お答えいたします。

別府市のタクシーの現状についてですが、昼間の稼働台数が9月時点で136台に対し、2月時点で170台と大幅に改善しております。また、夜間の稼働台数は9月時点で43台に対し、2月時点で60台と昼間同様改善傾向にあります。しかし、先月2月に行いました交通アンケート調査によりますと、「利用したいときにタクシーがない」と回答された方が、有効回答者数1,465人中729人（約50%）の方がタクシーの配車に不満を持っている現状も確認が取れました。

○4番（森 裕二） 今のタクシーの現状の話をお聞きしますと、9月から約5か月たって、稼働台数は上昇傾向にあるということでもあります。アンケートでは「利用したいときにタクシーがない」とのことですが、実際は少し待てば配車されることも多くなってきております。タクシーの基本であるドアツードアや、1人1台での配車というところはまだ完璧には難しいのかなというところは思っておりますが、複数人で同時に利用したり、タクシーが待機しているところまで向かったりできれば、利用はしやすくなっている状況だというふうに思っております。

私が考える別府市のタクシーの現状としては、コロナ以前より、高齢化などにより人材の減少はあったというふうに考えております。また、2種免許の取得条件が、1種免許の取得から3年経過という条件があるため、若年層の就労が難しく、業界的に高齢化していることが以前より問題視されていたこと。歩合制により、観光需要の落ち込みがドライバーの給料への影響に直結するため、コロナ禍では稼げない高齢ドライバーが潮どきを感じて、大きく減ったというのが現状です。

しかし、タクシーが不足しているわけではなく、タクシードライバーが不足をしており、稼働していないタクシー車両はたくさんあります。また、別府市のタクシードライバーの能力は、他の地域と比べても非常に高く、特に観光や福祉に特化したドライバーも多くいらっしゃいます。

以上のことから、別府では、タクシー事業者で行う第3号のライドシェア、別府版ライドシェアが有効ではないかと私は考えております。別府版のライドシェアとして使用するものは、車両は個人の自家用車ではなく、現在稼働していないタクシー事業者の車両を使用し、通常のタクシーと区別するためのステッカーなどを用いて、ライドシェア車両だと分かるようにします。タクシーの車両などでちゃんと整備された車であるということで、車両の安全は保たれるということで、安心感があります。雇用形態は非常勤かパートの扱いにして、タクシー事業者と直接雇用契約を取ることで、事業者としても、ドライバーの育成に責任を持ち、経験不足なドライバーには指導もできますし、事故の際の対応もタクシー事業者で対応することができます。また、ドライバーは非正規雇用ということで、副業としても登録でき、空き時間を利用して、いつ勤務できるのかをあらかじめ計画表を提出してもらうことで、タクシー事業者だけでドライバーの健康管理と労働状況を把握してもらう。観光目的の乗車は、観光に強いタクシーだけに限定をし、地元の移動手段確保のため、地域内限定での運行とすることで、既存のタクシーとの差別化を図れると考えています。料金も地域内限定とすることで、定額での料金設定ができるのではないかとこのころも考えております。

しかし、これらのことを既存のタクシー事業者単体でやれと言われても、やれないというのが現状ではないかというふうに考えます。複数のタクシー事業者が一緒になって地域を支えるということで、自治体のバックアップを受ける形でなければ、この地方でタクシー事業者によるライドシェアというのは実現しないと私は考えます。自治体ライドシェアは、

株式会社が参画することも可能ですし、タクシー事業者の車両を使用することも可能なのであれば、私が提案する別府版ライドシェアと自治体ライドシェアのハイブリッド型などもできなくはないのではないかなとも考えます。別府版ライドシェアの実現に向けて取り組んでいくというような考えはございますでしょうか。

○企画戦略部長（安部政信） お答えいたします。

先ほど申しましたとおり、今いわゆる道路運送法第78条第3号のライドシェアにつきましては、今のところタクシー事業者が主体ということで制度が緩和されたところでございます。道路運送法第78条第2号につきましても、まだ今のところ国のほうの動向は緩和の方向で進んでいるところでございますが、まず今後議論が進んで、また詳細が分かってくると思います。そういったものを踏まえて、住民の移動手段として利便性が上がるような形で方法を考えたいというふうに考えております。

また、タクシー事業者との協議につきましては、常々今協議をしておるところでございますが、また協議をしながら市のほうでできることがあれば、また考えていきたいというふうに考えております。

○市長（長野恭紘） このライドシェアに関しては、私も中心的に、国交省と一緒に、いわゆる3号ライドシェア、2号ライドシェアをつくってきたんで、私から説明させていただきたいと思っております。

まず、コロナ禍前に比べてタクシードライバーが2割減ってるんですね、全国で。その2割分をどういうふうに埋めていくか、さらに観光需要、インバウンドが復活してきたときに、例えば別府の場合はクルーズ船が入ってきたときなんかもなかなかもう配車もできないというような状況ありますから、市民の皆さん方の移動手段に加えて、インバウンドをはじめ観光客の皆さん方の移動手段をどうするかということを考えてときに、2割プラスアルファのこの移動の手段をどうするかということを考えてわけです。

3号ライドシェアに関しては、これはいわゆる夜間帯。我々が期待してるのは夜間帯ですね、夜間帯に関しては何とか既存のタクシー事業者の皆さん方で、これは何とかやっていただけないかというふうに思っておりますが、ただ、2号ライドシェアのほうも、これ期間を追って、もう間もなく解禁になるということで、これは自治体ライドシェアと言われるものです。この自治体ライドシェアで我々はいわゆる今、南部地域を走らせ、いずれ北部地域も廃線になったところで走らせたいというふうに思ってるわけなんです。中身においては、ただどういうふうに、運行管理をどうするかというようなこともまだはっきりとは決まっていません。

ですので、一番これ大事にしなきゃいけないのは、議員言われるように、既存事業者のタクシー会社、バス会社の皆さん方との連携なんですね。特にタクシー会社の皆さん方には抵抗がすごくあるので、我々は、全国で話しているのはタクシーの皆さん方、事業者の皆さん方が優先配車されるような、そういう共通基盤をつくって、そういうことをまずやっていくと。そうすれば、まずタクシー会社の皆さん方につながり、不足分をライドシェアで補えるというような手段ができないかということは今話し合ってます。とにかくこれは減った部分をどうするか、プラスアルファをどうするかという議論なので、タクシー、バスで十分補えれば、この必要はないというふうに思ってます。

問題は、そういう需要にいかに対応するかということに我々は備えていかなければいけない、結論を出していかなきゃいけないってことなので、ありきではありませんので、しっかり既存事業者の皆さん方と連携しながら、これは進めていきたいというふうに思ってます。

○4番（森 裕二） 市長のお考え、お聞かせいただきまして、大変理解するところもございます。しかし、現在別府市が進めようとしている自治体ライドシェアでは、既存の事業

者のほうからすれば、別府市という巨大な組織が始める新規参入者と何ら変わらないと考える方もいるのではないかというふうに思います。しかも運賃はタクシー運賃の約8割、2割は自治体の収入として利用するというこのようですので、本来はタクシー事業者の収入となるものが別府市に持っていかれるということになるのではないかというふうなことを懸念しております。

これでは、これまで地域交通を守るために頑張ってきた事業者にとって、あまりにもかわいそうではないのかというふうに考えます。事業者目線では、交通空白地の対応は難しいという考えも理解できないわけではありませんが、本当に採算の取れない交通空白地なら分かります。でも、少し頑張ればもう少しドライバーが増えてくればできるという地域まで行うということには疑問があります。既存事業者の立場も考えてあげなければ、廃業に追い込まれる事業者が出てくる。そうなれば本末転倒だというふうに思います。

現在、バスやタクシー事業者には様々な規制があります。その規制を緩和せずに、ライドシェアを拡大するという事に疑問を持っております。また、海外ではライドシェアが浸透しておりますが、日本には日本独自のやり方、つまりガラパゴスが合うことも多いと私は感じています。日本のタクシーの安全性は世界一です。これは、これまで事業者が利用者と築き上げてきた信頼があるからこそだと考えます。今回、事前の打合せを行う中で、既存の事業者に配慮しつつ、地域交通の課題を解決しなければいけないと思う気持ちは、私は一致をしているというふうに思います。しかし、そこに至るプロセスに考え方の違いがあるのではないかということだと思っています。今後も、この地域交通についてはしっかりと私も議論をしていきたいというふうに思っております。

それでは、続いて温泉行政について。

○議長（加藤信康） ちょっとお待ちください。執行部、答弁ありますか。

○企画戦略部長（安部政信） お答えいたします。

先ほどの運賃の話ですが、今私どもがやろうと思ってる2号のライドシェアにつきましては、運賃はタクシー運賃の8割ということで、残りの2割を市が取るという、そういうことはございませんので、あくまでも8割の範囲内で料金を設定するという事でございます。

あくまでも市が主体となってやるものにつきましては、当然事業者さんの不足する部分、そこら、そこをカバーするというふうなことで、その住民の移動の手段を確保するという事でございます。

○4番（森 裕二） その点についても、今後またいろいろと分かってくることも多くなると思いますので、しっかりと議論していきたいというふうに思っております。

続いて、温泉行政について質問を行っていききたいと思います。

国際観光都市別府の最大の魅力というのは、何と言っても源泉数、湧出量日本一の温泉です。私たちの生活にも密着をしており、地獄蒸し、共同温泉、湯治、最近では地熱発電にも使用されております。私たち別府市民にとっても温泉というのは誇りであり、しっかりと守っていかなければならないものだというふうに思っております。

そこで、その守らなければいけない温泉について、行政はどのように管理運営しているのかという観点で話を行っていききたいと思います。まず、温泉課の予算について、現在別府市全体の予算の中でどの程度を占めているのか、予算額と割合をお答えください。

○温泉課長（樋田英彦） お答えします。

令和6年度当初予算の温泉課関係の歳出予算額は約5億4,000万円で、一般会計歳出予算総額に占める割合は約0.9%となっております。

○4番（森 裕二） 温泉課の予算は、別府市全体の総予算の1%に満たないという回答で

ございます。正直、私の個人の感想といたしましては、少ないという印象を受けました。

では次に、温泉は管理が大変だと言われております。特に別府温泉は100度に近い温泉の、高温の源泉も多く、温泉成分も多く含まれているため、余計に管理が大変だと言われております。温泉を安定的に給湯していくには、給湯管内のスケールの除去や、老朽管の改修、様々な維持補修・修繕が必要になってきます。そういった維持管理に要する経費は温泉課の予算のうちどの程度を占めているのか、お答えください。

○温泉課長（樋田英彦） お答えします。

給湯管及び市有泉源等の維持、補修等に関する経費としまして、令和6年度当初予算額で約1億5,800万円、温泉課関係の歳出予算額に占める割合は約30%となっております。

○4番（森 裕二） 民間の話になりますが、温泉成分の濃いところなどでは、スケールの除去を3日に1回、10日に1回行うところもあるようです。温泉課の現状としましては、月1回のスケジュールのほか、緊急メンテナンスも行っているということですが、場所によっては詰まりが激しいところもあり、スケール除去が追いついていないという話もよく聞く話でございます。もっと掃除を定期的にするように言っても、予算がないのでできないと言われるそうです。スケール除去ができないと、温泉の出が悪くなるばかりか、最悪詰まって老朽化を早めることになると思います。悪循環なことばかりが起きてしまうというわけでございます。詰まってから対処をするというよりも、予防措置として定期メンテナンスの量を増やすべきだと私は考えます。そのための予算が30%というところでは少ないのであるならば、もっと増額するべきだと私は考えます。

次に、別府市は、源泉数と湧出量が日本一でございますが、先日市原議員の一般質問でもありましたが、私も少しずつ減少していているという実感を持っております。昔に比べて温泉の出が悪くなったというような話も聞こえてきます。

そこで、改めて市内の源泉数と湧出量について、令和元年度からどのような推移になっているのか、お答えください。

○温泉課長（樋田英彦） お答えします。

大分県東部保健所が公表しております保健所法では、源泉数は、令和元年度末現在で2,856、令和2年度末現在で2,854、令和3年度末現在で2,847、また湧出量は、令和元年度末現在で毎分10万2,975リットル、令和2年度末現在で毎分10万2,777リットル、令和3年度末現在で毎分10万2,671リットルとなっており、源泉数、湧出量ともに微減となっております。

○4番（森 裕二） 源泉数、湧出量ともに微減ではありますが減少しているというわけでございます。源泉数、湧出量ともに日本一というのが、私たち別府市民にとっての誇りであり、自慢なわけでございます。特に、源泉数については個人の所有物であり、市として管理するのは難しいのかもしれませんが、新規掘削を制限している今、このままだと源泉数がどんどん減少してしまわないのかという心配がございます。

特に、県外の業者などが源泉のある土地を所有した場合、必要ないと思えば簡単に潰してしまうというようなこともあり得るというふうに考えております。それこそなかなか規制というのは難しいのかもしれませんが、源泉を潰す前に申請をしてもらうなど、何らか管理する方法がないのかというふうに思っておりますので、ぜひ検討をお願いしたいというふうに思います。

また、湧出量については、こちらが減ればこちらが増えるというようなこともあり、全体では微減ということかもしれませんが、実際、温泉の出が悪くなって入れなくなったとか、湯量が少なくて、よそからもう既に入れていたよというような話もよく聞こえてきております。この辺についてもしっかりと調整をしていただき、現状の把握をお願いしたいというふうに思います。

また、温泉には地下水が関係をしておりますが、昔に比べて、地下水がしみ込む土壌が少なくなってきたのも原因ではないかと考えております。別府市内も開発が進み、昔あった田んぼや畑も少なくなっております。また春木川や境川、朝見川など多くの河川で行われている氾濫防止のためのコンクリート護岸にも原因があるのではないかというふうにも思います。令和6年度の当初予算の中にも、地下水現状調査委託料が予算化されておりますので、しっかりと調査研究をしていただければというふうに思います。

続いて、入湯税について質問をさせていただきます。

温泉課が行う事業のうち、一般財源を基にするものと、目的税である入湯税を財源とするもの、さらには、入湯税の超過課税を財源とするものがありますが、このうち入湯税と、入湯税超過課税分の決算額を令和元年度以降の数字が幾らになるのか、お答えをお願いします。

○市民税課長（佐保博士） お答えいたします。

令和元年度から令和4年度までの入湯税及び入湯税超過課税の決算額をお伝えいたします。令和元年度はラグビーワールドカップの開催やインターコンチネンタル等大型ホテルの開業、その他ホテルの改装等で大きく税収が増加し、決算額が4億6,400万円、超過課税額が1億5,500万円でありました。その後、新型コロナウイルスの影響により税収は激減いたしまして、令和2年度の決算額が2億1,900万円、超過課税額が8,100万円。令和3年度の決算額が2億5,700万円、超過課税額が9,500万円であり、令和4年度は入国規制の緩和や全国旅行支援等により観光客の動きが活発になり、決算額が4億2,600万円、超過課税額が1億6,000万円となっております。

○4番（森 裕二） 令和元年度は大きく税収が増加し、その後コロナの影響により、令和2年度、3年度は激減をし、令和4年度には税収が戻ってきたというこの説明です。

では、この入湯税に関するもののうち、特に入湯税超過分で温泉課関係部分の予算について、幾らになるのかお答えをお願いします。

○温泉課長（樋田英彦） お答えします。

令和元年度決算から令和4年度決算までの温泉課関係事業への入湯税超過課税分の充当額は、令和元年度は5,386万2,202円、令和2年度は2,032万6,000円、令和3年度は1,213万5,270円、令和4年度は1,582万2,761円となっております。

○4番（森 裕二） コロナ禍で激減したというのは分かりましたが、令和4年度には令和元年度並みに税収が戻ってきたにもかかわらず、令和4年度の充当額はコロナ禍と同水準だということでございます。

入湯税というのは、目的税であります。入湯税超過課税分については、温泉と観光に使用されるということのようでございますので、これをもっと温泉の保護とスケールの除去などに、維持管理のために使ってもらいたいというふうに考えております。

もし今後、入湯税超過課税分のさらなる増税を考えることがありましたら、これもぜひ温泉のために使っていただきたいというふうに考えます。そのほうが、実際に入湯税をお客様から預かる宿泊施設の理解も得られるのではないかとというふうに思っております。

また、別府市には多くの泉源がございますが、私の地元のほうで、源泉の管理が行き届かずに温泉が噴き出し、地域住民や周辺環境にも迷惑が及んでいた事例がございました。この件は温泉課にも対応いただき、現在は収まっているようですが、温泉課はこの事例に対し、どのような対処をされましたか。

○観光・産業部長（日置伸夫） お答えいたします。

当該泉源からの噴気の漏れがひどく、困っているとの周辺住民からの連絡、御相談をいただきまして、まず温泉課にて現場の状況を確認いたしまして、その後所有者に電話、並びに自宅のほうにお伺いいたしまして、解決に向けた複数回の接触を重ねながら、現在は

所有者による補修・修繕が行われ、安定した状態となっております。

また一方、市有の温泉等メンテナンスの御指摘をいただいておりますけれども、市有の温泉につきましては計画を持って定期的にメンテナンスのほうを実施しております、それに必要な予算についても確保している状況でございます。

また、温泉につきましてはやはり自然のものでございますので、急な事態等もございません。そういう部分には緊急に温泉課にて対応を行うよう、十分に管理体制を敷いているところでございます。

- 4番（森 裕二）先ほどの、私の地元の案件に対する温泉課の対応というところにつきましては、私はすばらしい対応をしていただいたというふうに評価しております。本来であれば業務外の案件だったというふうに思いますが、丁寧な対応をいただいたおかげで、周辺住民の方も大変喜んでおりました。

しかし、私はこの件で気になることがございます。それは、温泉の維持管理というものには莫大なお金がかかります。新たに掘削するにしても何千万もの費用がかかりますし、今回のように噴気が漏れた場合でも、何百万もの費用がかかります。泉源というのは個人の所有物で財産でありますので、維持管理が無理であれば埋めてしまえばいいというのは分かりますが、源泉を守るという意味では、何らかの補助金なり貸付け等ができないかとも考えております。そういったものを、ぜひこの入湯税及び入湯税超過課税分などで補填ができないのかというふうに考えておりますので、ぜひ今後の検討をお願いしたいというふうに思います。

次に、鉄輪地区駐車場有料化後の現状についてお聞きをしたいというふうに思います。

2月から有料化が始まって約1か月ほどたっておりますが、利用状況と地域住民の方の感想など、あればお答えください。

- 温泉課長（樋田英彦）お答えします。

本年2月1日から有料化し供用開始した熱の湯前駐車場と鉄輪温泉地区駐車場では、2月の実績になります約4,800台の利用となっております。また、有料化により、以前に比べて駐車場でのトラブル等が減り、交通マナーも改善されたなど、地元の鉄輪地区からはおおむね有料化に関しての評価の声をいただいております。

- 4番（森 裕二）私も、以前のような交通トラブルというのは非常に減っているんじゃないかなというふうに感じますし、おおむね評価する声も聞いておりますが、私が懸念をしておりました鉄輪地区内での違法駐車、無断駐車というのはやはりあるようにも聞こえてきております。

また、工事が始まる1月の前から、私のほうにも直接多くの方から、30分もしくは1時間程度の無料化の要望というのも引き続き届いております。それから、熱の湯の入浴客というのが減ったように感じるという声のほかにも、他の共同温泉において無賃入浴が行われているのではないかという臆測、また、今まで来ていた人がほかの共同温泉に流れてしまったというような声もございますので、まだまだ始まったばかりの事業でございます。これからしっかり動向を注視していただき、一部無料化の検討もぜひ行っていただければというふうに思っております。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

子どもの遊び場について質問をしていきたいというふうに思います。

私たちが子どもの頃というのは、近所の空き地や駐車場などで遊ぶ子どもたちの姿が多く見られておりました。野球やサッカー、缶蹴りや鬼ごっこ、遊ぶ場所によってそれぞれにローカルルールをつくり、その場に適したルール、兄弟児が多かったのも、多世代で遊ぶ場合のハンディなども考え、社会性を養うことができたというふうに考えておりますし、道徳教育もそこでできていたように感じております。つまり、遊ぶことで、体力面だけで

はなく、頭も使って遊んでいましたし、そこで得た様々な経験が、子どもたちの脳の発達と心と体の成長へとつながっていったものと考えております。

それが、最近では少子化の影響もあるのか、子どもたちの遊ぶ姿を町なかで見ることが少なくなったように感じております。2018年、今から6年前でございますが、老舗おもちゃメーカーのバンダイが、小中学生の遊びに関する意識調査を、小学校1年生から中学校3年生の子どもを持つ親900人を対象に実施をしておりました。その結果を見てみますと、小学生の遊び1位は、遊具遊びや鬼ごっこ、かくれんぼ、中学生の遊び1位は、スマートフォン、携帯電話などのネットワーク端末という結果が出ており、小学校五、六年生のタイミングで、外遊びからゲームやスマートフォンに変化しているという調査データでございました。子どもの遊び場についても、自宅で遊ぶ子どもは92.1%、公園で遊ぶ子どもも49.3%と半数近い結果となっており、親子で比較すると、子どものランキングにはショッピングモール、親世代には空き地がランクインするなど、世代間で遊び場所の違いも見られたということのようです。

また、学校の授業以外での過ごし方1位は、屋内、屋外で遊ぶが94%、4割以上の子どもがテレビ以外で動画視聴を楽しむという結果も出ております。また、ふだん遊ぶ相手についても、1人でという回答が74.3%、次いで、同学年の学校の友達が70.5%、親と遊ぶが52.2%という調査結果でございました。

これらのデータを見ても分かるように、子どもの遊びは、私たち親世代と比べても変化をしてきており、子どもの遊び場も変化をしているということがよく分かりました。今の30代から40代の親世代は、自分が子ども時代からゲームというものが身近にありました。そのため、今の子どもたちがゲームをすることに一定の理解を示す親が多いというのも特徴だと思います。それが今の子どもたちにゲームをさせる習慣として根づいた一因かもしれませんが、ゲームには中毒性もあり、ゲームばかりをやらせるということに疑問を持ちながら、よその子どもたちがゲームをしているから仕方なくやらせているという親もございますし、利用に制限をかけているということもよく聞く話でございますが、そのルールをなかなか子どもも守れていないということもよく聞いております。特に、こういった動きからコロナ禍で拍車がかかったのではというふうにも感じております。

そこで、子どもたちの放課後の過ごし方や遊び方などについて、学校でどのような注意喚起や呼びかけを行っていたのか、また、コロナ禍ではその内容に違いがあったのか、お伺いをしたいと思います。

○学校教育課参事（時松哲也） お答えいたします。

各学校では、児童生徒が放課後等も安全に過ごすことができるよう、児童生徒や保護者に向けて様々な注意喚起等を行っております。具体的には、危険箇所の周知や危険な遊びの制限、交通安全に関することや、帰宅時間の目安等、各学校の状況や発達段階に応じて適宜指導等を行っております。

コロナ禍における指導等については、児童生徒同士の身体的距離の確保や、部屋の換気等について、文部科学省が示す衛生管理マニュアルに沿った指導を加えておりました。

○4番（森 裕二） コロナ禍では、学校帰りだけではなく、一度自宅に帰った後でも友達の家に遊びに行かないなどの指導を行っていたというふうに思います。そのため、自宅で1人、もしくは兄弟で遊ぶしかない多くの子どもたちは、ゲームや携帯ゲームへと流れたのではないかとこのふうにも考えます。

そこで、当然自宅で遊ぶというようになると、体を動かすことが少なくなるのではというふうにも考えます。そこで、コロナ禍によって、放課後や休みの日に子どもたち同士遊ぶ機会、友達同士で過ごす時間が減ったことで、子どもたちが外で遊ばないことを助長したのではないかとこのことを懸念しております。そのことにより、子どもたち

の体力に悪影響が出ているのではないかというふうに思いますが、その点はどうか。

○学校教育課参事（時松哲也） お答えいたします。

スポーツ庁による全国体力・運動能力、運動習慣等調査によりますと、大分県の児童生徒の体力合計点は、平成30年度を最高値に、ここ数年は2ポイントほどの幅ながら下回っている状況でございます。

○4番（森 裕二） 私が危惧していたよりは大きなデータの落ち込みはないということのようでございますが、これは大分県で取り組んでいる子どもの体力向上計画のたまものだと評価をしたいというふうに思っております。しかし、一部前年を下回っている項目もあるようでございますので、さらなる子どもたちの体力向上に努めていただきたいと思います。

また、私たちが子どもの頃と比べますと、子どもたちの体格や体型については変化を感じております。特に、肥満や糖尿病予備軍の子どもたちが多いうふうにも聞いておりますので、これには食生活の変化もあると思いますが、外遊びができず、自宅などの遊びが中心となっていることにも原因があるのではないかというふうに感じております。

これまで、子どもたちの遊びの実態について議論をしてまいりました。私は、この遊びの延長線のその先にあるのがスポーツだというふうに考えております。その取っかかりとして、子ども同士遊ぶことも重要だと思っておりますが、親子で遊ぶこともとても重要だというふうに思います。私も小さい頃、父親とキャッチボールしたことを今でも覚えております。そういった経験が、これからしっかりと子どもたちの中に根づいていくということが大事ではないかというふうに思っております。

また、下手だけどスポーツが好きという子どもたちを育てるところも非常に大事ではないかなというふうに思っております。好きこそ物の上手なれ、継続は力なりという言葉もございますが、好きなことを継続してやるということが一番重要だと考えております。そのために、自分が何が向いているのかということを知ることが大事なことだと思います。それが親子や友達同士で遊ぶことの延長の先に待っているものだと、私は考えております。

そこで、その土壌をつくるため、親子で遊べる場所、その中でも特にボール遊びができる場所を中心に聞いていきたいというふうに思います。私たち親世代は、先ほどのバンダイのデータでもありましたように、空き地やあまり車の止まっていない駐車場、車通りの少ない道路などで遊んでいた記憶がございます。しかし、今の子どもたちは先ほど述べた場所全てで遊べないか、遊びにくくなっている状況だと思っております。

そこで、学校や公園では、今でも遊ぶことができるのではないかということをお思いますので、学校のグラウンド、また体育館でボールの使用について、現在は社会体育団体が使用していて遊びにくいというような話も聞いておりますが、この辺がどうなっているのか、休日等も含めて現状を教えてください。

○教育政策課長（森本悦子） お答えいたします。

別府市立学校施設の開放に関する規則では、学校教育に支障のない範囲で、児童生徒その他一般市民の使用のために学校施設を開放することができると定めております。休日は午前9時から午後10時まで、平日は学校行事終了時から午後10時までと使用時間の規定がありますが、ほとんどの学校施設には夜間照明がございませんので、屋外施設については日没までの使用となります。

現状では社会体育団体の利用が多いのは事実でございますが、平日は多くの団体は午後5時からの利用でございますので、放課後の数時間子どもたちで利用することは可能と考えております。

○4番(森 裕二) 現状では、休日は社会体育団体が利用していることが多いという回答でございますので、社会体育団体が利用しているそばで、ボールを親子で使って遊ぶというようなことはやはりやりにくいのかなというふうに思っております。

では、市内の公園施設ではどうなのかをお答えいただきたいと思っております。

○公園緑地課長(橋本和久) お答えいたします。

別府市の都市公園の設置及び管理に関する条例の中で、公園内で禁止されている行為として、危険な遊戯をすることとなっております。各公園の規模や利用状況により、柔軟に判断しているところでございます。

○4番(森 裕二) 危険な遊戯は禁止されているということですが、危険な遊戯にボールが含まれているのかどうかに関しては、公園の規模や利用状況によって変わるということなのだというふうに思います。私も実際に多くの公園を見てきましたが、ボール遊びはできませんと明確に看板に書いてある公園も多く存在しました。これについては、近隣に住宅地などがあり、子どもの声がうるさい、ボールの音が気になるなど、実際に使用に関して禁止してほしい要望がなされたのだということは分かります。これについては、社会情勢の変化により、休日・夜間の仕事、交代勤務をされている方も多く、一定の配慮をしなければいけないことは理解できますが、これにより、近くの公園で遊ぶことができなくなった子どもたちの状況を考えますと、少し残念な気持ちもございまして。このような状況もあり、多くの方の認識に、公園ではボール遊びはしてはいけないという認識が生まれているのだというふうに思います。

ここまで、学校と公園について、ボール遊びができないかということを確認してまいりましたが、そのほかの場所として考えられるのが、第4埠頭に別府国際観光港多目的広場というのがございます。ここについて、担当する都市整備課に問合せをしてみたところ、利用についてはその他の広場や公園と準ずる運用をしているということで、危険な遊戯についても、ここではできないという回答をいただきました。

ということであれば、今の子どもたちは昔みたいに、空き地や駐車場、車の少ない道路などで遊ぶことというのは制限をされており、学校や公園、公共の広場などでも、気軽に遊ぶことが難しくなってきているという状況でございます。こういった状況を踏まえて、子どもが遊べる環境づくりとして、公園緑地課が取り組んでいることはございましてか。

○公園緑地課長(橋本和久) お答えいたします。

公園緑地課の取組としては、児童や保護者への公園利用や遊具のリニューアルについてのアンケートを実施しています。その結果を基に今年度、上人ヶ浜公園の南側エリアに3on3のバスケットゴールの設置と、スケートボードができる専用エリアを整備しています。

また、前年度の社会実験を経て、夏休みの期間、決められた公園エリアにおいて花火ができるような取組も行っており、公園で子どもが遊べる環境づくりに努めております。

○4番(森 裕二) 大変すばらしい取組だというふうに思いますので、引き続きこの取組を続けていっていただきたいというふうに思います。

私が今回、この子どもの遊び場について取り上げた理由は、子どもとボール遊びをしたいんだけど、どこならできるのかという、同世代の子どもを持つ市民の方からの問合せでございました。正直、私はこの問いに即答することができませんでした。私も子どもが小さい頃に、ボールを使って公園で遊んだ記憶はございましたが、本格的に子どもとキャッチボールやサッカーボールの蹴り合いなどをしたボール遊びは、商業施設や公共施設でしかなかったからでございます。そういう意味では、別府市にも市民球場やサッカー場、体育館などの公共施設がありますので、それらを個人で借りれば本格的なボール遊びも可能だというふうに思いますが、公共施設を使って気軽に子どもだけで遊ぼう、親子で遊ぼう

ということにはかなりハードルが高いと思います。現状、学校や公園でボールを使って遊んだとしても、誰かに注意をされれば、素直に引き下がるしかないのが現状です。

そこで、市内の体育施設において、休日などに空きがある場合に限り、親子や子ども同士で自由に遊ぶことができるように使用料の減免や免除などを行って、一部開放するというようなことはできないでしょうか。

○スポーツ推進課長（豊田正順） お答えいたします。

現在、各スポーツ団体が年間調整会議や月間調整会議に出席し、大会や練習の予約を入れております。土曜、日曜、休日の空きにつきましてはほとんどない状況でございます。

○4番（森 裕二） 残念ながら、各体育施設においても飽和状態であり、一般に貸し出す余裕がない状態だということがよく分かりました。

それでは、子どもの遊び場としては、屋外施設だけではございません。別府市において、子どもや子育て世帯が利用できる屋内施設について、どのような施設があるか、またどのような遊びができるのか、説明をお願いいたします。

○次長兼子育て支援課長（中西郁夫） お答えします。

子育て支援課所管の施設として、まず子育て支援センターがございます。市内に6か所あり、3か所は公立の保育所に併設されており、3か所は民間の施設でございます。主に乳幼児のお子さんを対象に、親子で利用できる施設でございます。おもちゃや絵本などがあり、自由に遊ぶことができるだけでなく、施設職員による子育てに関する相談や、利用者同士の交流、講座や行事など様々な活動を行っており、気軽に御利用いただけます。施設利用は無料ですが、行事によっては参加料が必要となる場合がございます。

また、ほかに児童館がございます。市内に4か所ございます。3か所は公立、1か所は民間の施設でございます。地域の子どものための遊び場として、乳幼児から中学生まで利用できる屋内施設でございます。朝9時から夕方6時まで無料で利用できます。児童厚生員による健全な遊びの指導、地域ボランティアによる活動支援により、子どもの成長をお手伝いしております。児童館にはホールもあり、卓球、ゲーム、工作などの楽しく活動できる遊びを提供しております。

また、施設によっては施設内の広場で一輪車やバドミントンなど体を動かす遊びも体験できます。土日や学校の長期休暇の際には、多くの児童が利用しております。施設を利用する際は、直接施設にお問い合わせいただくと、スムーズに御利用いただけるようになっております。

○4番（森 裕二） ありがとうございます。乳幼児は、子育て支援センター、児童館は、乳幼児から中学生くらいまで利用できるということで、雨の日も含め、屋内施設における子どもの遊び場は確保できていることだというふうに思います。

この両施設というのは、私たち親世代の時代にはなかったもので、まだ存在を知らない、もしくは知っていてもどのような施設なのか理解できていない人もいますので、特に児童館の利用には利用登録も必要とのことですから、しっかりと周知をお願いしたいというふうに思います。

今回、子どもの遊び場について、遊びの実態、ボール遊びができる場所、屋内施設の遊び場という視点で見てきましたが、改めてまとめてみますと、遊びの実態については、自宅での遊びが増えた、ゲーム機や携帯ゲーム、動画視聴が多くなっているなどの実態が見えてきており、遊び場の視点では、昔は空き地や道路、駐車場などで遊んでいたものが、今は利用できなくなっている。ボール遊びについては、学校やスポーツ施設は利用者が飽和状態で、個人での利用はしづらい。公園や広場では危険な遊戯と捉えられることもあるという認識の下、利用には周囲に十分配慮する必要があるが、この場合、この場所、この時間帯であれば、自由にボールを使って遊べるというような施設はないということがよく

分かりました。

私はこれまでスポーツに携わってくる中で、小中学生においては勝ち負けにこだわるのではなく、真剣にスポーツに取り組む姿勢や礼儀作法、感受性が豊かになるような経験、時々ほかの遊びを取り入れながら楽しむということ、体を動かすことが好きになるというようにこのほうが大事だと考えております。スポーツは遊びの延長線上にあると思うからこそ、子どもが新しい遊びに興味を持ったり、スポーツに親しむきっかけとなるのが、家族や子ども同士との遊びの中にあると思います。子どもの頃の経験というのは忘れませんし、その経験は親になって子どもへと引き継がれていきます。親とスポーツを楽しんでいた思い出があるからこそ、我が子にもそれをしてあげたいと思うのであるというふうに思います。今は両親共働き、シングル家庭も多く、なかなか子どもたちと遊ぶ機会も少ないというふうに思いますが、それ以前に遊ぶ機会も場所もない。遊ぶ相手もない。このことが、自宅でゲームや動画視聴することにつながり、不登校の問題にも関わってくるのではないかとこのように感じております。

今回、いろいろな課が私の話を聞いていただきました。しかし、担当課関係部分のところ以上のことは把握はできないし、対応することができないということでございました。市役所内部の縦割りという形では、この問題を横断的に担当できる課がないということなのかなというふうにも感じました。それでは、この問題はいつまでたっても解決しないのではないかとこのように思います。しかし、今回多くの課を巻き込んだことで、共通の認識が各課でできたというふうに感じております。今後は行政内部の横断的な取組にも期待をしたいというふうに思いますし、行政だけで解決できる問題ではないということもあると思いますので、民間の力も借りながら、解決していかなければならないことだというふうに思います。

最後に、幾つか私のほうから提案をさせていただきたいと思います。

先日、視察に行きました姫路市では、ウォーカブルなまちづくりの中で、道路が安心して遊ぶことができる場所の一つとなるような取組を行ってございました。また、市中心部に子どもの遊び場をつくることで、にぎわい創設にも取り組んでございました。このことから、子どもの遊び場をつくることは、行政でもできるのではないかとこのように考えます。

また、大分市などでは、公園に関するよくある質問集の中で、公園でのボール遊びにはどのようなことに気をつけたらいいですかの問いに、公園でボール遊びをする際の注意点をまとめたものを記載してございました。別府市でも同様の取組をすることで、公園でもボールを使いやすくなる雰囲気づくりができるのではないかとこのようにも思っております。

さらに、例えば毎年子どもの日限定で、別府市内の体育施設を無料開放し、誰でも自由に遊ぶことができる日をつくるというようなことも、ぜひ検討してみてもいいのではないかとこのように感じております。また、学校施設でも、社会体育団体が実際に利用している時間と場所を正確に把握することで、短時間でも、この時間、この場所であれば利用できますというような御案内もできるのではないかとこのようにも考えます。

中高生になりますとショッピングモールや娯楽施設の遊びも増えているということでございますので、ここに関しては特に民間との協力が欠かせないものだというふうに思います。ぜひ今後、子どもの遊び場づくりについて何ができるのか、行政と民間が一体となりまして、子どもまんなか社会の実現に向けてしっかりと取り組んでいくことを要望させていただきます。私からの一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（加藤信康） 休憩いたします。

午前 11 時 57 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○副議長（日名子敦子） 再開いたします。

○2番（石田 強） 本日、3月18日は私の娘の3歳の誕生日でもあります。そんな記念すべき日に一般質問でありありがとうございます。幸せです。

先日もお話ししましたが、私は1月6日に、3トンの物資を集めて石川に向かい、国の災害機関やNPOの炊き出しリーダーとして、半月以上を石川県で過ごしました。避難所には物資が届くが、自宅避難の方々には物資が届きません。私たちは一軒一軒の民家を回り、必要な物資を届けて回りました。

私が現地で一番びっくりしたのが、民間NPOの過去の経験からのアップデートでした。水や食料品以外にも、集めた7トンの物資の中には、350個のエアベッド、歯ブラシセット、入れ歯洗浄剤、トイレ掃除のセットなど、災害関連死を防止する物資が多く集められていました。災害関連死の多くの原因は、運動不足によりエコノミー症候群、低体温症による心肺機能の低下、口内環境の悪化による肺炎が原因です。別府市は、他都市に比べて、防災備蓄倉庫、体育館のエアコン設置など、災害に強いと思いますが、今回の能登での経験で学んだことを質問したいと思います。

まず、別府市の防災についてです。

能登の被災地で一番気になったのが避難所です。まずは避難所について質問します。能登半島地震を受け、報道でも、実際の現場でも、避難所によって物資が届かなかったり、多くの届く物資数や品目の差が生じている。今回の能登地震で避難所ガチャと、多く報道されていました。物資の格差だけではなく、仮設トイレの設置、WOTAというシャワーキットなど、避難所で格差がすごかったです。

そこで、熊本地震のときは避難所でそのような格差があったのか、またどのように関係機関などと情報共有したのか、答弁願います。

○防災危機管理課長（中村幸次） お答えいたします。

熊本地震では、被害はあったものの、能登半島地震のように道路の寸断やライフラインの破壊的な被害はなく、地震発生時の初動体制において、避難所ごとに開設時間が異なる場面もありましたが、避難所運営に顕著な格差はありませんでした。情報収集・伝達は、別府市災害対策本部において一括して取り扱い、関係機関と情報共有を行いました。

また、市民等への情報発信は市公式ホームページ、公式のSNS、Bスタジオを活用し、市長からの直接的な呼びかけを行いました。さらに、避難所との連絡は、防災無線を利用しながら、大分県から提供のありました携帯電話も併用いたしました。

現在では平成28年の熊本地震の教訓、また、各地での災害の教訓を生かした国の法改正に応じた対応を整えるとともに、機構改革によりまして防災局を新設するなど、絶えず災害対応のバージョンアップに努めております。

○2番（石田 強） ありがとうございます。熊本地震では幸いライフラインの損傷は少なく、平時と同じく自宅などで食事ができたこと、避難所開設期間は、最長でも2週間程度であったことなど、食事スペースなどを明確に区別する状況ではなかったと説明を受けました。

しかし、調べてみると、野口ふれあいセンターでは段ボールで居住スペースを仕切り、食事は机でできるようになっていたようです。私は避難所によって格差があつてはならないと思います。避難所の格差をなくすためにも、仕切りダンボールなどの用意を今からお願いしたいと思います。

次に、避難所における食事において、温かい食事の提供が避難者にとって低体温症予防にもなり、非常にありがたいものであると考えています。防災食には水で戻せるものが多いですが、カップラーメンやみそ汁、お米が支援物資で届いた場合には、やはりお湯を沸かすこと、御飯を炊けることが重要であると考えます。ガスボンベ、こんろ、ガス炊飯器の確保ができているのか、答弁願います。

○防災危機管理課長（中村幸次） お答えいたします。

防災食は、当面の空腹を満たす応急的なものであることに変わりはありません。現在備蓄物資といたしましては、ガスボンベ、こんろ、炊飯器の備蓄はありませんが、煮炊き可能な大釜を給食センターにガス釜として1つ、南小学校に電気釜2つの計3つを保有しております。おおむね1つの釜で1回につき350人から400人分の炊飯ができる規模のものですが、ガス及び電気の安全を確認した上での使用となります。

今回の能登半島地震は、元旦に発生したこともあり、温かい食べ物が暖を取る上でも好まれたと思われます。また一方、夏であった場合には、また冷たい食べ物が好まれるかもしれません。いずれにいたしましても、季節を問わない対応ができるように資機材等の充実を図る必要があると考えております。

○2番（石田 強） ありがとうございます。聞き取りなどで、ポータブル電源は10台、ガソリン発電機は21台、モバイルバッテリーは16台以上を保有と返答がありました。私は本当にそれで大丈夫なのかなと思いました。能登では、初期にガソリンが手に入らなくて、発電機は使えなかった。ガソリンはNPOが運んできて使えるようになったと、避難所にいたときに多く聞きました。専門家に聞くと、発電機では、電気炊飯器は電圧が安定せずに炊けない場合があり、ガソリンは長期保存できないと聞きました。ガスは劣化しにくく、ガス釜、ガス式発電機などを増やすことを今後検討してほしいと思います。

次に、ペットを飼っている方にとっては、ペットとの避難も重要な課題であり、国においても配慮するよう話が出ていると思うが、ペット避難所はどれくらいあるのか、そして周知はできているのか、答弁願います。

○防災危機管理課長（中村幸次） お答えいたします。

令和5年度に、試行的に風水害時のペット同伴避難所を野口ふれあい交流センター体育館に開設予定でありましたが、幸い大きな台風による影響が小さく、開設には至りませんでした。今後、風水害に限らず、地震等による場合においても、ペット同伴避難所の開設について協議検討を進めているところであります。

主なペットの頭数などについて、既存データを調査いたしますと、犬の登録数は約6,000頭と、猫については登録がないため把握はできませんでした。この結果を踏まえると、ペット同伴避難所の設置場所は小中学校の教室の利用、また車中泊での対応等が必要となると考えておりますので、引き続き協議検討を進め、ペット同伴避難所の設置に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

また、風水害時に開設を予定していましたペット同伴避難所につきましては、市内の動物病院等の御協力をいただきまして、動物病院内にポスターを掲示するほか、市役所のホームページなどでも情報提供を行っております。さらに開設時には、市民への避難所開設の情報提供と同様に情報提供を行うことにしております。

○2番（石田 強） 珠洲市では、ペット避難所開設までに約4週間かかったようです。その間は危険な自宅での避難や、車中泊で過ごしていたと聞きました。熊本地震の際は、野口ふれあい交流センターにて、市長と安部議員の連携により、グラウンドにペット専用テントを設営したと聞いております。私も学生と現地で設営したので記憶があり、熊本地震から8年たっています。早急に協議を進めてほしいと思います。

次に、市内各所の、市内の危険箇所についてです。

災害時に倒壊のおそれのある外壁や空き家はどれくらいあるのか、また、空き家の多い地区や、なぜそのような空き家が多いのか、理由を教えてください。

○建設部次長（渡邊克己） お答えいたします。

昨年度の空き家実態調査の結果より、災害時に倒壊などの危険性がある空き家については、199件把握しております。地区別で見ますと南地区が多く、続いて浜脇地区となって

おります。

そのような空き家が多い理由といたしまして、高齢化や人口の減少、また立地的な問題としては狭小な敷地が多く、売買や賃貸などが困難なことが考えられております。

- 2番(石田 強) 今回の能登地震では、多くの外壁や古い家屋が崩れ、道を塞いでいた。緊急車両が通れないだけでなく、避難時にも危険である。倒壊のおそれがある外壁や古い家屋の町をもっと調査して、危険箇所の近隣の住民の周知や、持ち主とのやり取りも今後しっかりと進めてほしいと思います。

次に、今回の能登半島地震の現状を見たときに、橋と道路の接続部付近で道路が沈下していました。実際に道路との段差が大きいと、無理に通行する車両など、パンクを誘発するなど、交通渋滞を引き起こす原因となり、それに伴い、支援物資や人員の輸送、緊急車両の通行などに多くの影響を及ぼすと考えられます。

また、車での避難は移動中に津波、洪水などの水害や土砂災害に巻き込まれたり、様々なリスクを伴います。やむを得ない場合を除いては、災害時は徒歩で避難するように、市民に啓発していかなければならないと考えますが、どのように考えているか、答弁願います。

- 防災危機管理課長(中村幸次) お答えいたします。

避難行動で大切なことは、慌てず冷静に行動することです。市から発令される避難情報には高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保がありますが、自身の置かれた心身の状況、ハザードの状況を確認していただきまして、安全確保の行動を早め早めに行っていることで、移動中における2次災害に遭う可能性が小さくなることにつながります。

市では、災害に関する情報、ハザードの状況、安全避難ポイント等を掲載した「別府市防災マップ」を全戸配布して、平時から災害に対する備えに対する啓発を行っているところでありますが、各自治自主防災会等の開催いたします避難訓練等を通じまして、さらなる啓発を行ってまいります。

- 2番(石田 強) 別府は、珠洲市に比べて狭い道が多いです。駅周辺や南部地区、山間部は特に道が狭いと思います。あるNPO法人は、能登地震直後に、物資とは別にバイクを持参して回りました。バイクは道が狭くても進めるので、危険箇所をいち早く把握できます。佐伯市は民間のバイク隊に応援要請をすると聞いています。別府市にもバイクチームがあるので、今後、そういうバイクのチームに協議をしてほしいと思います。

次に、防災についてです。

市の備蓄品についてお聞きします。

防災食はどれくらい備蓄があるのか、家庭ではどれくらい備蓄をしておけばいいのか、それとは別に、肺炎予防のためにも、入れ歯洗浄剤や歯磨きセットなど、口腔ケアも長期にわたる避難生活では必要と考えます。市としてはどのように考えているか、その周知の仕方についてお聞きしたいと思います。お願いします。

- 防災危機管理課長(中村幸次) お答えいたします。

市の備蓄物資は、今年度末までに納品予定の備蓄品も含めて、アルファ化米などの主食は約2万9,000食分、みそ汁などの副食は2万6,000食分、飲料水がペットボトル500ミリリットル換算で約3万6,000本を保有することになります。令和6年2月に防災備蓄倉庫整備事業が完了したことにより、備蓄場所がないという課題が解決できましたので、来年度以降引き続き予算の範囲内で、備蓄物資を年次計画にて購入し、保有する予定です。

また、御家庭等で備蓄物資の保管の目安は、最低3日分、可能であれば1週間分を目標に準備していただくよう、別府市防災マップや市の公式ホームページでの周知、また、年数回市内の販売店等に御協力いただき、別府市防災フェアを開催し、備蓄物資の購入・保有をお願いしているところであります。

それと口腔ケアにつきましては、避難所での生活が長くなりますと歯磨き等の口腔ケアが行えず、避難生活におけるストレス等で口腔衛生状態が悪化することを想定しており、感染症対策物資の一つといたしまして、歯磨き類を保有しております。

- 2番（石田 強） 珠洲市は、ここ2年半で3度大きな地震が起き、食料の備蓄はしていましたが、しかし口腔ケアの備蓄がなく、僕たちが運んだ物資は大変喜ばれました。災害関連死の多くは、口内細菌が原因で肺炎になり、死に至るケースが多かったようです。熊本地震では、多くの方が災害関連死で亡くなっています。高齢者に周知をお願いしたいと思います。

次に、被災地ではトイレの問題も大きな課題として浮き彫りになっております。珠洲市の市庁舎では、配管が壊れ、汚水が逆流することで、臭いはひどかったです。トイレが使えないことから、最初の5日間は穴を掘っていたなど、市民の方から多く声を聞きました。その後、仮設トイレが届いたが、子どもや若い世代は、和式トイレ、仮設トイレを使用しなかったため、流し方など、使い方が分からず、無理やりトイレの掃除用具などで流そうとして、仮設トイレの弁を壊し、臭いがひどくて使用できないケースも実際に目撃しました。

今後、トイレ以外にも、子どものためにも、防災キャンプなど、親子で参加できるイベントや体験会などを実施する予定はあるのか、伺いたいと思います。

- 学校教育課参事（宮川久寿） お答えいたします。

防災に関する行事につきましては、今年2月の校長・所長会議において、小中学校での防災事業を周知いたしましたので、今後、学校からの申請に応じて実施する予定でございます。

なお、仮設トイレや和式トイレの適切な使用方法につきましては、学校での防災授業等におきまして、児童生徒へ説明いたします。

- 2番（石田 強） ありがとうございます。もしものときに備えて、防災教育のほうをお願いいたします。

次に、市内の山間部など内成、天間、東山地区などでは、災害時にキッチンカー、移動式トイレ、移動式シャワーなどの必要があると考えるが、市としてはどのような考えをお持ちか、お聞きしたいと思います。

- 防災危機管理課長（中村幸次） お答えいたします。

能登半島地震では、大分県内で活動いたしますNPO法人リエラとコープおおいたが連携し、被災地でキッチンカーを展開したことを受け、今後の被災地支援の一つとして、関係者による仕組みづくりが協議されているとお聞きしております。

キッチンカーは、飲食店営業の許可、食品衛生責任者の資格、また給水排水タンクの規模による調理の制限などがあるため、行政が保有することは難しいと考えておりますが、今後、この仕組みづくりや国、県の動向には注視していきたいと考えております。

- 2番（石田 強） 大分県内には多くのキッチンカーが営業しています。緊急時には予算を出すなどして、早急に対応できるように協議してほしい。

移動式トイレは、能登地震前で34の自治体しか持ってなかったんですが、災害後に、多くの自治体が移動式トイレの導入に力を入れる動きが出ているそうです。問題は、移動式シャワーです。能登で一番問題になったのがお風呂でした。珠洲市では、1か月近くお風呂に入れてない方も多くいました。別府市は、高齢者と障がい者が多く、テント式のシャワーでは使いにくく、全国的に見ても移動式シャワーはほとんどありません。今後の災害に備え、移動式シャワーの導入も協議してほしいと思います。

次に、今後能登半島地震の規模である震度7クラスの地震が起きた場合、消防庁舎の耐震は大丈夫なのか、また、津波を想定すると、浸水域にある消防車両など、避難計画はあ

るのか、答弁願います。

- 消防本部警防課長（後藤英明） お答えします。

消防庁舎は耐震基準を満たしております。

また、避難計画につきましては、地震の初動対応として、地震発災直後に車庫内の消防車両を建物外に移動します。その後、無線、電話等の通信機器の作動状況などを早期に点検を行い、津波警報等の庁舎が被災するおそれがある場合、浸水域にある消防の浜町出張所、亀川出張所の消防車両を津波被害から避けるため、海拔 10 メートル以上の地域へ一時的に移動することとなっております。

- 2番（石田 強） 私は金沢から珠洲市を 8 往復以上して気づいたのですが、ほとんど奥能登は消防署が新しくて驚きました。現地の消防署の職員さんに聞くと、消防署の被害が少なく、すぐに出勤できたと聞きました。消防署員は一軒一軒の民家を訪れ、安否の確認、危険箇所の見回りなど、24 時間市内を巡回するなど活躍していました。

浜町や亀川は、車両を移動させる時間や待機時間もありません。別府消防署の本庁は、法定耐用年数 50 年に対し、耐震工事をしてはいえ、今年で約 45 年が経過します。庁舎内の天井が崩れるなど被害を受けると、出勤に遅れが出る。珠洲市でも多くの市民から聞いたのが、もう少し早ければ助かった命があった、との声が多く届きました。別府は道が狭く、倒壊しそうな外壁、古い家屋が多い。消防の出勤の遅れにより、助かる命が助からない可能性があります。十分に今後議論していただきたいと思えます。

次に、防災士についてです。

市内の防災士の認証人数と、平均年齢を答弁願います。

- 防災危機管理課長（中村幸次） お答えいたします。

令和 6 年 2 月末現在で 372 人、平均年齢は 62 歳です。

- 2番（石田 強） 市民が防災士の資格を取る場合、防災士の資格を取るための経費について、補助制度はあるのか、答弁願います。

- 防災危機管理課長（中村幸次） お答えいたします。

自主防災会の防災力の向上の一環といたしまして、町内に在住する方で、自主防災会の推薦を受けた場合、公費負担による防災士の資格取得が可能です。防災士育成研修の受講、防災士資格取得試験の受験、緊急救命講習の受講を受けていただき、試験に合格した方が防災士として認証されます。

なお、今年度は 32 名の方が新たにこの制度を利用して認証されております。

- 2番（石田 強） ありがとうございます。今後は、若い世代の防災士を増やす呼びかけなども積極的に行ってほしいと思えます。僕も今年中に取ろうと思ってます。

災害時、要介護の方は避難が困難であります。日頃から要介護の方の家の情報を防災士や地域の壮青年会などと情報共有しておけば、万が一災害が起きたときにも、起きたとしても助かる命が増えると思えます。こういうことは早急に進めてほしいと思えます。

そして、次の質問に移りたいと思えます。

能登半島地震において、ボランティアの受入れまで 1 か月半以上がかかっています。支援の知識、経験などある方を優先に受け入れる仕組みが事前に設定されていれば、早期に被災者への支援につながると感じたところです。私は現地で既に活動している NPO 法人などつながりがあり、自分自身、すぐに活動を行うことができました。そこで災害ボランティアの受入れ方として、まず防災士やボランティア経験者から優先して受け入れられる仕組みづくりなどをできないでしょうか、答弁願います。

- 防災危機管理課長（中村幸次） お答えいたします。

今回の能登半島地震では、過去に例のない大災害で道路等が寸断されたことによって、不要不急の移動の自粛がアナウンスされたこと、安全確保が優先されたことも、ボランティ

アの受入れ体制が遅れた要因の一つとされております。災害時のボランティアは、あくまでも厚意によるものであり、我々を優先させるという考えは慎重にならざるを得ないと存じております。

一方、災害から復旧にはボランティアの力は重要ですので、ボランティアの安全確保や、被害者ニーズのミスマッチ防止などを考慮するとともに、別府市社会福祉協議会と連携しながら、受入れ体制の構築に向け取り組んでまいりたいと考えております。

- 2番(石田 強) ありがとうございます。これは現地の声なんですけども、私たちが早くほかの地域に避難したかったが、貴重品や思い出の品が倒壊した家の中にある、ボランティアが早く来てくれたらもっと早く避難できたなど、そういう声が多くありました。私が現地で感じたのが、多くの高齢者はタンス貯金していて、盗難防止のために日中は家の前にずっと座っていました。自宅に現金を置かずに、ゆうちょや銀行に入金していくことを促しておけば、災害時に通帳やカードをなくしたとしても、住民票などで再発行できます。今後の災害に備えて、高齢者には周知してほしいと思います。よろしく申し上げます。

次に、自助・共助の取組についてです。

地域連携についてお聞きします。災害時には、日頃の近所付き合いが大切。自治会に入っていない人や独り暮らしの高齢者、子どもが避難所に行きにくい。亀川で行った餅つき大会のイベントでは、先日、高齢者から子どもまで参加していて、面識ができていました。改めて、顔の見える関係づくり、地域の連携が必要であると感じました。

自治会と近所付き合いの必要性についてどう考えているか、さらに地域での炊き出しなどの練習の必要性についてお聞きしたいと思います。

- 自治連携課長(溝部進一) 答えいたします。

自治会は、地域に住む人々が、親睦と助け合いによる住みやすいまちづくりのため、幅広い活動を行っています。自治会やひとまもり・まちまもり協議会の活動である防災・防犯、環境美化、地域交流などは、地域コミュニティーが活発になり、住みやすいまちづくりにつながります。日頃から御近所付き合いや自治会、ひとまもり・まちまもり協議会などの活動に参加することにより、地域の人と顔の見える関係を築くことができ、いざというときに助け合えることが可能になるものと考えております。

- 防災危機管理課長(中村幸次) 答えいたします。

地域での炊き出しの練習の必要性についてですが、各自治会が実施いたします自主防災訓練の内容を見ますと、炊き出し訓練を実施しているところがあります。防災訓練では、炊き出し訓練を含め、あらゆる場面を想定し、また地域の特徴を生かして、自分たちで考え、優先度を定めて防災訓練を実施することは、災害への備えに対し大変重要なことでもあります。

- 2番(石田 強) ありがとうございます。珠洲市を見ましても、共助という部分が強い地域は、本当皆さん助け合って、元気もあって、本当に生き生きしてました。ぜひとも今後、そういう炊き出しなど、地域の連携を深めていただきたいと思います。

次に、避難所ではエコノミー症候群を予防するために、予防体操を行うことが有効だと思われます。そのためには、日頃からみんなで体を動かす習慣があると、災害時にもスムーズに避難所にいる方で声をかけ合ってできると思います。別府市で行われているストレッチ教室などの参加者を増やすためにも、どのように取り組んでいますか、答弁願います。

- 健康推進課長(和田健二) 答えいたします。

ゆったりストレッチ教室ですが、令和6年7月までは、地区公民館の体育室の改修のために会場数を減らして実施いたしますが、通常は市内6か所の地区公民館体育室等で17教室を開催しており、定員約1,200名で実施しています。3か所の募集期間を定めていますが、定員に空きがあればいつでも参加可能といたしております。

また、ほかの健康教室の卒業生が運動を継続できるように参加を促すなど、参加者を増やしております。

また、自治会の公民館等において、住民主体で週1回以上体操などを行う通いの場の支援を行っており、市内39か所で行われております。さらに、会場を増やせるよう、運動ボランティアの育成を行っており、新たな通いの場も発足する予定です

- 2番（石田 強） ありがとうございます。僕がその体育館の避難所を見回したところ、空調設備がもう珠洲市はどこもついておりませんでした。そのため寒いので、換気・吸気ができず、もう体育館内がほこりが舞っている状態で、そんな場所で御飯を食べると、そこで菌をもらったりとか、本当に衛生環境がよくなかったです。

しかし、別府市はエアコンを設置していることもあり、しっかり吸気や換気ができる、そういう状況がだと思えますので、この状況をもっと周知して、そういう避難訓練なども実施していただければなと思っております。

次に、別府市営温泉について質問させていただきます。

私は日頃から大学生と交流があり、インターンの要請があります。何度かミーティングを行い、その中で新湯治・ウェルネスツーリズムの会議などにもみんなで参加させていただきました。私たちのインターンで決まったテーマが別府温泉でした。学生が別府温泉を調べていくうちに気がついたことが、別府市営温泉の赤字でした。この赤字を減らしていく取組を、今後学生と動いていきたいと思えます。そのためにも、市営温泉について質問したいと思います。

まず、指定管理料についてです。市営温泉の指定管理料はどのように決められているのか、答弁願います。

- 温泉課参事（河野文彦） お答えします。

指定管理者の公募に際しまして、収支の実績額及び見込み額を示すとともに、指定管理料の参考価格を示して募集を行っており、この参考価格を基に、指定管理者として指定された事業者から提案のあった指定期間中の収支計画により、年度協定にて各年度の指定管理料を定めております。

- 2番（石田 強） では、指定管理料の推移はどうなっているか、答弁願います。

- 温泉課参事（河野文彦） お答えします。

令和元年度から令和4年度の決算では、市営温泉の指定管理料総額で令和元年度が1億7,301万円、令和2年度が1億7,246万7,000円、令和3年度が1億8,640万3,000円、令和4年度が1億5,986万9,000円となっております。この間、入浴料改定や、高齢者優待制度の廃止、市営温泉の衛生管理体制の強化等、利用料金収入や管理経費の増減による指定管理料に影響する見直し等を行っていることに加え、令和3年度末に北浜温泉を廃止したことによる指定管理料の減により、各年度の決算額が推移しております。

- 2番（石田 強） ありがとうございます。

次に、売上げの推移についてです。

市営温泉の売上げと入浴者数の推移について、コロナ禍前と比較して現状どうなっているのか、答弁願います。

- 温泉課参事（河野文彦） お答えします。

市営温泉の入浴料につきましては、使用料と利用料金の合計額で、令和元年度が2億2,359万9,900円、令和2年度は1億8,375万1,550円、令和3年度は2億797万2,510円、直近年度の令和4年度は2億5,722万9,590円となっております。新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度、令和3年度はコロナ禍前の令和元年度に比して減額で推移しておりましたが、令和4年度は令和元年度に比して3,363万円の増額となっております。

また、入浴者数は、令和元年度が144万8,286人、令和2年度が114万8,122人、令和3年度が97万3,983人、令和4年度は101万3,517人となっており、令和元年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた令和2年度及び令和3年度と減少で推移していましたが、令和4年度に増加に転じております。

- 2番(石田 強) ありがとうございます。令和4年の入浴者数は101万人と、聞き取りでは聞きました。101万人のうち、観光客の入浴は約30万人ぐらいではないかと推測されます。別府市では、令和4年の観光客数は537万人で、日帰り客は344万人と発表されています。ひょうたん温泉が年間20万人利用されていることから、日帰り客の約8割は、温泉に入らず帰っている可能性があると思います。

それを踏まえて、今後のビジョンについて質問します。若い世代の温泉離れの状況もある中で、市営温泉の今後のビジョンをどう立てているのか、赤字の施設をどう考えているのか、赤字解消のために、様々な活用ができるのではないかと考えています。

- 温泉課参事(河野文彦) 答えします。

市営温泉の収支状況の改善につきましては、今後も施設を適切に管理運営していく上で重要な課題であると認識しております。現在、有料市営温泉は全て指定管理者による管理を行っておりますが、民間事業者の持つノウハウを活用して、効率的・効果的な管理を行いながら、施設の魅力向上により、集客の向上を図っております。

また、これまでも市営温泉を利用して様々な事業に取り組んでおまして、本年度においても市民一斉大計測会を市営温泉で実施するとともに、各指定管理者におきましても、様々な自主事業に取り組んでいるところでございます。今後も連携を図りながら、施設の魅力向上に努めてまいりたいと考えております。

- 2番(石田 強) 温泉は別府の宝です。温泉なくして、別府観光はありません。現状、せっかくの別府の宝が生かし切れてないと私は思います。先輩議員が本日、過去に質問しているように、指定管理から直営へ、直営が無理なら民間に貸すなども考えていく必要があると思います。若い世代で温泉に興味がある人が年々増えてきています。そんな若者が運営できる仕組みを今後検討してほしいと思います。

次に、SNSの利用について。

市営温泉のイメージアップ戦略のために、SNSの活用が必要であると思うが、どのような取組を行っているのか、答弁願います。

- 温泉課参事(河野文彦) 答えします。

市営温泉及び別府市のPR並びに利用者増を目的として、令和3年9月から温泉課の公式Instagramを開設して、市営温泉の情報はじめ、別府の温泉や観光に関する情報を発信しております。このInstagramでは、温泉課と市営温泉指定管理者により、各市営温泉の紹介やイベント情報等を投稿し、PRに努めるとともに、臨時休館の情報等、市営温泉の営業に係る細やかな情報発信も行っております。

さらに、LINEの別府市観光アカウントにおきましては、「温泉を探す」のカテゴリの中に「市営温泉」を掲載し、営業時間のほか泉質等の詳細情報も提供することにより、利便性の向上による利用者の増加を図っております。

- 2番(石田 強) ありがとうございます。別府たびですね、別府市の公式のInstagramのアカウントのフォロワー、1万人と増えてきています。さらに温泉課の市営温泉のアカウントは2,200人と、どんどん増えてきています。しかし、まだまだ伸ばせると思います。SNSを利用して、若者の温泉離れを改善することで、日帰り観光客の現状の約2割をもっと増やせると思います。

次に、駐車場についてです。

市営温泉の利用者を増加させるため、駐車場を設け、利便性を向上させることも必要で

あると思いますが、駐車場の現状を改善することはできないのか、答弁願います。

○温泉課参事（河野文彦） 答えます。

温泉課が所管し、管理する市営温泉は現在15施設ございますが、敷地面積等それぞれの施設環境によって駐車場の状況が異なっており、十分な駐車台数が確保できている市営温泉から、駐車場のない市営温泉まで様々です。

このような状況の中、利用実態に対応するため周辺の民間駐車場を利用できるようにしている市営温泉もあり、さらに各市営温泉の駐車場の設置情報をホームページに掲載し、利用者への周知に努めているところでございます。駐車場に關しましては、利用者の利便性を高める効果がある一方で周辺の交通環境の悪化についても十分配慮する必要がありますので、個々の施設の状況を慎重に見極めていく必要があると考えております。

○2番（石田 強） ありがとうございます。今回は、学生の声も多く取り入れ、質問しました。若い世代は、積極的に管理など、温泉をもっと盛り上げていきたいという思いを持った若者が本当に多く増えてきています。特に温泉名人などは、市営温泉だけではなく、共同温泉のことも危惧しておりました。今後も、市営温泉や共同温泉発展のためにも質問していきたいと思っておりますので、御協力をお願いします。

次に、別府競輪についてです。

場内・場外の売上げについて。本場、場外、ネットの売上げはどうなっているか、答弁願います。

○公営事業部長（上田 亨） 答えいたします。

別府競輪の令和4年度の車券売上額は352億5,344万円でございます。内訳といたしましては、別府競輪場が約1.2%の4億1,640万円。全国の競輪場や場外車券売場、サテライトと言われますが、その売場の場外発売が約16.4%、57億8,251万円。競輪業界が行っております電話投票、サイクルテレホンセンターと申しますが、これが約1.3%、4億5,085万円。民間ポータル4社によるネット販売が約81.1%の286億366万円となっております。

○2番（石田 強） ありがとうございます。サテライト宇佐の運営が厳しいと、SNSや競輪ファンから多く声を聞いていますが、ネット投票に移行していくと、さらに来場者の減少が予想されます。赤字になると本場からの補填や撤退などの検討が必要になるのか、答弁願います。

○公営事業部長（上田 亨） 答えいたします。

別府競輪場としまして、基本的な運営の概念としましては、サテライト宇佐や各投票所及びネット車券の発売など全て一体的な運用であるべきと考えております。このため、全体的な経営状況を総合的に判断し、競輪事業を取り扱うことが必要ではないかというふうに考えております。

議員御質問の趣旨といたしましては、来場者や売上げの増加対策に関することと認識しておりますので、今後ともファンサービスの強化や、民間会社のサテライト宇佐との連携によるキャンペーン等に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○2番（石田 強） それでは、本場の4階の特別室はどれぐらい売上げがあるのか、答弁願います。

○公営事業部長（上田 亨） 答えいたします。

令和4年度の特別室の収入は、車券発売金と入場料を合わせて、約2億500万円となっております。内訳といたしましては、車券発売金が約2億200万円、入場料が約300万円となっております。

また、令和5年度は、2月末でございますが、車券発売金と入場料合わせまして約1億4,500万円となっており、その内訳としましては車券発売金が約1億4,300万円、入場料が約200万円となっております。

○2番(石田 強) ありがとうございます。4階の特別室においては、お客さんが少ないのにスタッフが多いと、ファンやSNSで多く聞かれています。特別室のスタッフの人数は何人で、委託費はどの程度かかっているのか、答弁願います。

○公営事業部長(上田 亨) お答えいたします。

まず、特別室の運営方法でございますが、ここは民間企業のほうに委託しております。

議員御質問のお客様対応のスタッフの人数でございますが、レースのグレードにより来場者数が異なりますので、開催の種類に応じて2名から4名で運営しております。

なお、委託費につきましては、令和4年度では約1,800万円となっております。内訳としましては、別府開催が327万円、場外開催が1,438万円、その他といたしまして令和4年度は特別競輪の開催時に追加のスタッフ配置を行いましたことから、その経費が約33万円となっております。今後とも、特別室の来場促進策としまして、お客様が今以上に御満足いただけるよう、さらなるファンサービスの向上に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○2番(石田 強) ありがとうございます。今回、委託料や人件費など聞こうと思ってたんですけども、聞き取りができなかったので、今後、4階の特別室の委託料、さらに別で人件費なども多くかかっているとお聞きしているのので、次回質問したいと思います。

次に、競輪のポータルサイトについてです。

ポータルサイトの収支予想はどうなっているのか、答弁願います。

○公営事業部長(上田 亨) お答えいたします。

ポータルサイトの収支でございますが、1年目の単年度収支でございますが、約3億円の赤字を想定しております。また2年目でございますが、約1億円の赤字を想定しており、3年目に単年度収支で約1億6,000万円の黒字になる見込みとなっております。

○2番(石田 強) ありがとうございます。私は昨年の委員会で、初年度100億円を目指すと聞いた覚えがあります。それを踏まえて、100億円をシミュレーションすると、10万円を使う会員が10万人必要であり、私が調べた中では、チャリロトの会員数が30万人、オッズ・パークが150万人、W I N T I C K E Tが100万人の会員がいるというのは情報で調べました。私は本当に10万人も会員を集められるかなというのが、ずっと気になっていました。これは今後の課題だと思います。運営開始まで残り2年ですかね、今後も期待したいと思いますので、待ちたいと思います。しっかりと会員を集めて、赤字になることなく黒字を目指してほしいと思います。

私はそこで、私は会員数を増やすために、新たなファン層の取組が必要だと思います。例えば、単勝の予想サイト、ビーベットのよう簡単な賭け式がいいと思います。ポータルサイトでも、新たな賭け式を検討してはどうかと思います。答弁願います。

○公営事業部長(上田 亨) お答えいたします。

議員御提案の新しい賭け式の導入などにつきましては、競輪業界全体に影響を及ぼすものと考えておりますので、別府市だけでは決めることのできないものと思います。

議員御提案の件につきましては、競輪業界全体で対応が必要かと思っておりますので、関係団体等へ伝えるとともに、その対応につきましては競輪業界の動向に注視していきたいというふうに考えております。

○2番(石田 強) ありがとうございます。僕の計算では、大体10万円を使う会員が10万人、100億円にするために必要だと思いますので、今後とも検討をお願いいたします。

次に、大手の民間ポータルは、多額の広告宣伝費を打ってるが、別府市のポータルサイトでは、同じように多額の広告宣伝費を打つことは難しいと思います。マーケットを絞り、SNS広告に注力するような取組がよいと考えるが、どうでしょうか、答弁願います。

○公営事業部長(上田 亨) お答えいたします。

広告宣伝費につきましては、議員の御提案のとおりSNSの利用者は全世代で年々増加傾向にあるものと認識しております。また、今後もさらにSNSの利用者数の拡大が続くと思われまますので、宣伝目的やターゲットとするユーザー層に適している媒体を取捨選択するとともに、より効果的な広告宣伝活動に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

- 2番（石田 強） ありがとうございます。これを質問したのは、パチンコ業界も、売上げが減少するにつれて、競輪などの公営ギャンブルが売上げが増加しているというのがデータとして示されています。今年に入って新紙幣が導入されることによって、パチンコ屋さんが約1割から2割が倒産するんじゃないかというふうに聞いております。私は、そういう民間がちょっと痛手を負いますが、逆に言ったら、今からそういう地域を絞ってSNSマーケティングすることによって、多く顧客を獲得できるんじゃないかと思っています。今後しっかりと僕も注目して、どんどん提案していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

最後に、ハズレ車券についてお聞きしたいと思います。

先日、鶴見丘高校など市内各所でハズレ車券のごみが多いことに気づきました。ごみの投げ捨てを減らす取組を行っている競輪場はあるか、答弁願います。

- 公営事業部長（上田 亨） お答えいたします。

別府競輪場で使用しているシステムメーカーとは異なりますが、山口県の防府競輪場で、令和5年4月より、「ハズレ車券抽せんマシン」を設置し、ハズレ車券を専用機器に入れることにより抽せんを行い、景品が当たる取組を行っているとのことでございます。

- 2番（石田 強） ありがとうございます。別府競輪においても、SDGsの取組をぜひ検討してもらいたいと思っております。

また、場内のハズレ車券をポイント化して、地域で使える通貨などにそのポイントを貯めることによって、別府ポータルサイトのポイントに利用できるようにすれば、今から別府ポータルのユーザーを獲得することができるのではないかと考えております。

なぜここまで危惧しているかといいますと、ポータルサイトが失敗してしまいますと、給食費や市内で使われた予算などを失うこととなります。私の任期は残り3年ですが、今後ともポータルサイトの会員が増え、売上げの伸びるように提案をしていきたいと思っております。

以上で私の一般質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

- 22番（松川峰生） それでは、通告に従って質問させていただきたいと思っております。

以前もこの空き家の問題については質問等をさせていただきました。全国で今増加しているこの空き家、いつも報道等で見るが多々あるかと思っております。その中に、私が思うのに、そもそも居住目的ではない建物が多くあって、中には解体したくてもできない建物もあります。理由は様々です。税金や建築基準法の制度上の問題もあり、空き家の処分が進んでいないのが現状でありますけれども、周りの環境が悪くなるということで、住民の不安が強いため、独自の制度を設置する自治体も今増えております。

某総合研究所が、2038年には空き家が最大で2,356万戸に達すると推計しています。これは、全住宅の3軒に1軒が空き家になる計算になります。今回新たに、空き家等の活用拡大、管理の確保、特定空き家等の除去等に総合的に取り組むための「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」、改正空家対策特別措置法が令和5年12月13日に施行されました。これは窓や屋根が崩れるなどして、空き家を市区町村が管理不全空家に認定し、改善されなければ固定資産税の軽減が受けられなくなり、危険な空き家を減らすことができるかは、これから自治体の取組が問われているところであります。

今回、施行されましたこの改正空家法対策特別措置法とはどのようなものか、概要につ

いて説明ください。

○建設部次長（渡邊克己） お答えいたします。

居住目的のない空き家の増加に伴い、昨年12月に「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」が施行されております。この改正空家法は、所有者の責務として、適切な管理に加え、自治体などの施策に協力する義務を課すなど、自治体の取組を積極的に支援するもので、空き家の活用拡大、管理不全空家などに対する措置、さらには除却など、総合的に進めることが可能となり、より効果的な対策が行えるものとなっております。

○22番（松川峰生） 現在の制度では、この管理不全空家は特定空家とは異なり、住宅用地特例の対象であります税制が優遇されています。つまり空き家のままの住宅は、固定資産税が減額され、取り壊し、さらに更地にすると税金がかかることがあり、これが所有者が空き家を放置する一因となっているのではないかと今指摘がなされております。

今回の見直しで、管理不全空家も税制優遇の除外対象に含まれることになり、特定空家に至らない管理不全空家について、住宅用地得特例措置の適用がなくなる結果となります。固定資産税の負担が大幅に増加する場合があります、固定資産税のこの増加を嫌い、空き家を放置した場合、固定資産税の負担を余儀なくされる可能性が出てきています。したがって、固定資産税対策としても、空き家の処分や、除去を検討する必要がありますけれども、その管理不全空家に関する税制措置や、相続した空き家の譲渡所得の特別控除制度の変更部分はどのようなものか、具体的に説明してください。

○建設部次長（渡邊克己） お答えいたします。

これまで指導勧告を行うことができる空き家は、倒壊など著しく保安上危険となるおそれのある空き家「特定空家」に限られていましたが、特定空家化を未然防止するため、管理不全空家に対しても、管理指針に即した措置を指導・勧告できるようになり、勧告を受けた管理不全空家の敷地については一般的に建物が建っている場合、地方税法による固定資産税の特例措置として、200平方メートル以下の小規模住宅用地では、固定資産税の評価額を6分の1としておりますが、この住宅用地特例措置の対象から除外されるようになっております。

また、相続した空き家の譲渡所得の特別控除については、相続人が、相続した空き家を一定の要件を満たして譲渡した場合、譲渡所得から3,000万円を特別控除するもので、特例の期限が令和9年末まで延長され、買主が売買契約に基づき譲渡後に耐震改修又は除却した場合も特別控除を適用できるように拡充されております。

○22番（松川峰生） 今回のこの改正は、放置空き家、つまり管理不全空家の増加があります。空家等対策特別措置法では、一応1年以上住んでいない、また使われていない空き家を空き家と定義しており、長期間人が住んでいない空き家は、総務省によりますと、2018年時点で約849万戸、これはこの20年間で1.9倍に増えております。特に、人口減少が進む地方の空き家は都市部と比較して増加率が高く、また、相続された住居の活用が見つからず放置されるケースが多くなっております。地方の物件は、物価が安く、不動産会社も活用提案に消極的だと言われてます。なかなか売れないという状況ですね。この居住目的のない空き家は約349万戸、これは、高齢化と人口減少でさらに空き家が増加する可能性が予測されます。2030年には、この居住目的のない空き家が約470万戸まで増加するとも言われておりますが、この数はこの20年間で約2倍になっております。

これを踏まえて今回、国は法改正をすることにより、2030年頃の居住目的のない空き家を400万戸ほどに抑えたい意向を示しておりますけれども、本市の今、空き家の数について、どのような状況になっておるのかお答えください。

○建設部次長（渡邊克己） お答えいたします。

平成 25 年の空き家実態調査では、940 件の空き家を確認しており、昨年度、そのデータを基に実施しました実態調査では、空き家総数 2,407 軒となっております。この 9 年間でおよそ 2.5 倍に増加しております。

- 22 番（松川峰生） 今、答弁で空き家が 9 年間で 2.5 倍とのことですが、さらに今後増え続ける可能性があるかと思えます。今回のこの改正空家対策特別措置法は、どれだけ成果を出せるのか、この取組次第では本気度が試される問題になっております。しっかりと対応していただきたいなと思っております。

管理状態の悪い空き家は今全国で約 23 万 5,000 戸、先ほども申し上げましたけれども、解体して更地にするより固定資産税が少なく済む、これがなかなか問題だったと思えます。今回のこの改正法で固定資産税が上がるかもしれないとなれば、早めの改善が私は期待できるのではないかと考えております。

今後、別府市の空き家の減少にも期待できると考えますが、担当課では、この見解と、空き家対策の取組の施策について伺いたいと思えます。

- 建設部次長（渡邊克己） お答えいたします。

今後、周囲に悪影響を及ぼすような特定空家になる前の段階で、所有者に対して様々な選択を提案し、空き家の適正管理を推進することが、空き家増加の抑制につながっていくものと考えております。

本市の空き家対策については、昨年度見直しを行いました空家等対策計画の中で、自治会や住民と連携した対策、空き家相談会の実施、空き家バンクへの登録勧奨などを重点的な取組とし、老朽危険空き家等除却推進事業補助金交付制度や、空き家利活用補助金などの整備、さらには以前御提言をいただいております流通しにくい案件については、所有者と近隣住民のマッチングを行い、解体費と登記費用程度で売買できるような働きかけを進めております。

また、今回法律改正に合わせ、条例改正も行っておりますので、より効果的な取組ができるようになっております。

- 22 番（松川峰生） 国立社会保障・人口問題研究所が、昨年 12 月に公表しましたが、日本の地区別将来推計人口で、別府市の将来推計人口を、2020 年では約 11 万 5,000 と言われてました。これが 2050 年の人口は約 8 万 4,000 人としています。これ減少率 27.1%、この減少率からもさらに空き家が増えることが予測されます。

今後、空き家化としない仕組みが私は必要ではないかと思えます。今年の 4 月から、相続登記の義務化が実施されています。相続を早い段階で、空き家の活用促進に努めることが重要ではないかと考えております。相続空き家の早期譲渡を促す、相続した空家の譲渡所得の特別控除の周知徹底を図ることも重要です。担当課でお聞きしますと、少しずつですが、この取組を進めているようであります。空き家問題は今後待ったなしの状態があるかと思えます。しっかりと対策を進めていただくことをお願いして、次の質問に移りたいと思えます。御苦労さまでした。

次は、部活動の地域移行についてお尋ねしたいと思います。

国が今掲げる 3 年間の部活動の地域移行の改革推進の期間が、今年度、23 年度がもう終わりに近づいております。地域移行の取組は、同じ自治体の中でも市街地、山間部、離島等、地域間格差が今出ております。この部活動の地域移行が当事者、つまり生徒に知られていない状況があります。この部活動改革の課題解決のために、情報拠点、イマチャレ製作委員会が令和 6 年 2 月 21 日に調査結果を公表いたしております。

まず、イマチャレとは、各市町村の皆様とともに、部活動改革の課題と解決の実践を進めていくための情報拠点として、2021 年 7 月にスタートしています。昨年 7 月から 10 月の間、全国 18 自治体の中学生 2 万 3,088 名、教職員 1,261 名、保護者 7,589 名が、部

活動改革に関するアンケートに答えております。これは、国が休日の部活動の地域移行を進めていることを「知っている」と答えたのと、「やや知っている」と答えたのも含めて、28.3%しかありません。

この部活動の地域移行の認知度の低さについて、イマチャレの担当者はこのように言っております。教員や教育委員会など、特定の大人で議論される傾向があり、生徒の声を聞きながら進めることが大切だと指摘しています。この部活動の地域移行のイマチャレが調査報告している認知度の低さについて、教育委員会の見解はどのようなものか、お伺いしたいと思います。

○学校教育課参事（時松哲也） お答えいたします。

市教委が生徒を対象としたアンケートは行っておりませんが、当事者である生徒への周知の必要性は認識しているところでございます。本市では、令和4年に別府市立中学校の部活動の地域移行についてを策定し、校長所長会議等を通じて周知し、別府市ホームページに掲載しております。今後も、進捗状況をホームページ上で更新し、児童生徒、保護者等に情報発信を行い、周知に努めたいと考えています。

また、市教委が部活動に係る会合等に参加する際や、部活動の合同練習会を主催する際には、時間を取って部活動の地域移行について、保護者や生徒へ直接説明するようにしております。引き続き、より効果的な周知につながるよう取組を進めてまいります。

○22番（松川峰生） また、調査の中で、同じ地域の別の学校の生徒と部活動を一緒にしたいかを尋ねると、「どちらかと言えば一緒にしたい」を含めて、70%超が「やってみたい」と回答しています。つまり、生徒の多くは部活動の地域移行をよしとしていることが報告されています。

また、教職員の回答には、少し寂しいところもあるんですけども、休日の部活動が地域移行にされた場合に、地域主導者として活動を行いたいかとの問いには、「どちらかといえば」を含めて、「活動したくない」が76.8%で、これはやはりそれぞれ家族やプライベートの時間を大切にしたいというお気持ちは十分理解できますけども、理由のトップに出ております。

この部活動の地域移行について、教職員の認識について、教育委員会の見解をお尋ねしたいと思います。

○学校教育課参事（時松哲也） お答えいたします。

昨年度、部活動指導を委託した民間企業が学校長及び顧問に実施したアンケートで、約67%の方が休日の活動に否定的な回答をしております。こうした声があることも鑑みつつ、休日における部活動の地域移行の推進を図る必要があると認識しております。

○22番（松川峰生） 先ほど申し上げましたけど、この問題はもう3年経過して3年がもう今年度で終わります。一番の問題は、先ほど私が言いましたように、やはり生徒、恐らくこのデータの中には部活動をやってる生徒さんはほとんど知ってるのではないかなというふうに思いますけれども、していない生徒さん含めて約3割弱だったと思います。やはりこれは、広く先生方や教育委員会が一般のお子さん、またもしかしたら高校になってスポーツをするかも分かりません。しっかりと、どういうものかということも含めて、また指導していくことが大事ではなからうかと思っておりますので、改めてお願いをしたいと思います。

そこで、この部活動の地域移行については、教員に代わる指導者の人数と質の確保に課題を抱えている自治体が多いと聞いてますけども、別府市の指導者確保の現状は今のようになっていますか、教えてください。

○学校教育課参事（時松哲也） お答えいたします。

令和3年度から、関係団体等との意見交換、現状把握を進めてまいりました。関係競技団体、総合型地域スポーツクラブ、中学校体育連盟等との意見交換の結果、部活動を主導

する人材確保の難しさ、及び競技団体等が休日の部活動の受皿となることの難しさが明らかとなりました。

そこで、別府市では部活動に地域の人材等を活用していく「部活動の地域連携」という形を軸に取組を進めております。現在、部活動の単独指導や監督業務、そして引率業務のできる指導員は、国や県の補助金による部活動指導員 12 名と、委託業者から派遣される地域指導員 11 名、合わせて 23 名となります。この 23 名を各中学校に配置し、生徒が専門的な指導を受ける機会の確保及び部活動に係る教員の負担軽減を支援しております。

また、本年度は委託業者による専門的な指導と、地域移行に係る取組の一環に触れてもらえるようにと、部活動の合同練習会を企画いたしました。これまでに 6 競技 8 回実施し、今月にも 1 競技行う予定です。今後も、関係団体等とコミュニケーションを取りつつ、国や県の動向を踏まえながら、部活動の地域移行に係る取組を進めてまいります。

- 22 番（松川峰生） 教育委員会、大変御苦労さまです。なかなか難しい状況だと思います。やはり都市部では簡単にできて、地方に行けば行くほど、なかなかそういう状況が難しいということはお話の中で十分理解ができました。

そこで、この教員の働き方改革の一端で、もちろん先生方の負担軽減のために、教員に代わって部活動を指導する人材の確保に今努めているという答弁をいただきましたけども、仕事の都合で時間が取れない理由から、人材確保が厳しい部活動とその対応についてはどのようになってますか、お答えください。

- 学校教育課参事（時松哲也） お答えいたします。

国や県の補助金による部活動指導員については、学校長をはじめ、学校関係者が人材を探し、推薦してもらうようにしております。しかしながら、平日の夕方から数時間の部活動指導を引き受けてくださる方を探すことは容易ではなく、人材の確保は課題となっております。委託業者から派遣される地域指導員については、学校が希望する部活動の指導者を市教委で調整し、委託業者へ派遣依頼しております。

- 22 番（松川峰生） 今、人材確保に努力しているという答弁をいただきました。なかなか、特に平日の夕方には受けてくれる方が少ないというのも、今お聞きしました。

この部活動の地域移行を、私は市報等でその趣旨を市民にも知らせ、協力を仰ぐことも検討してみたらどうかということを提案したいと思います。なぜかと申しますと、生徒が 3 割ぐらい知らないんで、部活動をしている保護者の方は知ってるかも分かりませんが、ほとんどの市民の方は、部活動の地域移行って聞いたことがあるけどもどんなことかなということもあろうかと思うんで、ぜひ市報等で周知徹底してもらおうのも一つの案かと思えますので、ぜひ検討してもらえればありがたいです。

そこで、この指導者不足を補う方法として、自治体によっては地域の大学と連携しています。学生が指導者となって、中学の運動部活動の地域移行を支援する試行事業を昨年からは実施しています。例えば、福岡にあります福岡大学では、大学のスポーツ資源を地域の課題解決に活用するスポーツ庁の受託事業に応募し、選定を受けなきゃいけないらしいですね、選定を受けて、学生が指導者となって、大学の地域にある中学生を対象に、生徒に大学の施設を利用して指導していると。今後は、学生が各中学に出向いて指導することも検討していると言ってます。幸いにも、別府市には 3 つの大学があります。今回この 3 つの大学との連携を模索してはどうかと思うんですけども、教育委員会の考えをお聞かせください。

- 学校教育課参事（時松哲也） お答えいたします。

現在、委託業者から派遣される地域指導員の中に、指導者としての資質を担保した上で、県内の大学生から応募のありました 7 名を採用しております。学校の教育活動の一環として実施している部活動ですので、指導者としての資質の担保は重要であり、必須です。大

学との連携を進めるに当たっても、指導者としての資質を担保するために慎重な人選や適切な研修等が必要となってまいります。他地域の先行実践等を参考にしながら、調査研究していきたいと考えております。

- 22 番（松川峰生） 指導者の中に 7 名を採用しているということでありまして、ぜひ、今後とももちろん、今お答えいただきましたように資質の問題等いろいろ制限あるかも分かりませんが、大学生の皆さんは恐らく実践でやったり、新しい指導方法とかを取り入れてると思いますので、改めてしっかりとここが増えるように期待したいと思います。

この部活の地域移行で今、大学と自治体が連携する営みが今全国に広がっております。例えば、京都市では昨年度から、大津市にありますびわこ成蹊スポーツ大学、また大阪市にあります大阪成蹊大学と連携して休日練習に競技経験のある学生に派遣してもらう事業を実施しております。また、今年度は北九州でも同様に、地元の九州共立大学の学生が中学校で練習を指導しています。国は、教員に代わる指導や大会引率ができる部活動指導者の配置を拡大するなどして、地域移行や地域連携を加速する考えだと思っておりますけども、別府市では何年度を目安に、市内中学校の部活動を全て廃止し、地域移行を目指す予定にしているのか、お答えください。

- 学校教育課参事（時松哲也） お答えいたします。

まずは休日の部活の地域移行を令和 7 年度末を目途としますが、部活動の受皿や指導者の確保等の課題があり、現在、段階的な実施を目指している状況です。今後も、国、県の動向を踏まえながら、休日における部活動の地域移行の推進を図るために、指導を行っていただける各種団体が受皿となることや、指導者の確保に向けて、引き続き各種団体との協議や、部活動指導員の確保に努めたいと考えています。

- 22 番（松川峰生） 別府市はこの地域移行を令和 7 年度末を目指すということで、なかなか目標はしっかりと持って、私できない可能性もあるかと思うんです。それは状況次第だと思っております。特に、この指導者の確保と予算措置、担当課の課長に聞きましたらなかなか本人が言いにくそうなので、先立つものがないと難しいのではないかなど、首を振ってうなずいてくれましたんで、そのような状況ではないかと思っております。

これは、国が進めている問題なんで、昨年末の閣議決定でたしか 2 億円増強してこの地域部活動に 34 億円の予算がついたというふうに私記憶しております。しかし、全国を見て、大きなお金ですけども、とてもじゃないけどこれだけでは私は足りないと思っております。もちろんそのために市長の協力を得て、単費からも出てるんですよ、課長。首振ってもらえば分かります。そういうふうな、これが現状なんです。これやはり国が進めて、スポーツ庁がどんどんやっていくのはいいけれども、一番困るのは自治体なんです。やはりそれに見合ったものを回してもらわないと困るので、これからもしっかりと、また市長にもお願いして、この件については言っただけならば、そのように思っております。

部活動は、生徒が充実した中学生を送るための重要な要素の一つであります。今後、この充実した部活動が送れますよう、引き続き教育委員会と現場の先生方に御協力いただいて、最大の努力をしていくことをお願いして、この項の質問を終わります。

（議長交代、議長加藤信康、議長席に着く）

- 22 番（松川峰生） 次に、水道管の老朽化に伴う耐震化等々について質問したいと思っておりますので、まず我が国は今、水道普及率はもう 98%、100%に近い。その水道は、市民生活や社会経済活動に不可欠な重要なインフラ、ライフラインであります。そのため、地震などの自然災害、水質事故等の非常事態においても、基幹的な水道施設の安全性の確保や、重要施設等への給水確保、さらに被災した場合でも速やかに復旧できる体制の確保等が必要です。

今年 1 月 1 日に発生しました能登半島地震で、石川県内では最大 6 万 8,000 戸が断水し、

2月末時点でも輪島市や珠洲市など、被害の大きかった地域を中心に今でも断水が続いています。市民生活も困窮しているようであります。一日も早い回復を願うばかりでありますけれども、先ほど2番議員の石田議員も、災害派遣に行ったということで、御苦労さまでした。君は其中で1個抜けたのは、別府からすばらしいお湯を、お風呂を持ってっつちゅう話をせんといけんね。私が代わりします。

あのお風呂の評判が大変良かったようですね。何千人の方、また牧課長を中心に、派遣された職員には敬意を払う次第であります。牧課長とお話ししよったら、大分瘦せたような気がいたしました。

この水は、ふだん私たちは自然に蛇口をひねれば水が出る、当たり前のようにボタンを押せばまた出る、何げなく使用している。生きていくために最も必要不可欠な水道水の、家庭や事務所等への安定的な供給に昼夜を問わず携わっています上下水道局員、職員や関係各位に敬意を表します。御苦労さまであります。

さて、最近の主な地震と水道被害の状況についてでありますけれども、平成23年の東北地方太平洋沖地震では約253万戸、平成28年熊本地震では、県内の約70万戸の6割を上回る42万7,000戸が断水に陥りました。水道施設に大きな被害を受けました。最も復旧が遅れたところは3か月かかったと言われてます。また、13年前の東日本大震災でも広範囲で大規模な断水が発生しました。多くの水道網は高度成長期に整備され、老朽化と耐震化の低さが問題視されております。素材や継ぎ手部分などの強化した耐震性の高い水道管への更新や浄水施設の耐震化が求められている一方、水道施設の耐震化の進捗状況を見ますと、令和3年度末時点で全国の水道施設の耐震化率では、基幹的な管路は41.2%、浄水施設は39.2%、配水池の耐震化率は62.3%となっておりますけれども、そこで別府市の現在のこの基幹管路の耐震化適合率、浄水池及び配水池の耐震化率についてお答えください。

○上下水道局総務課長（田原誠士） お答えいたします。

令和4年度末における各水道施設の耐震化の状況でございますが、導水管、送水管及び配水本管といった基幹管路が47.0%、浄水施設が99.8%、配水池が48.7%となっております。

○22番（松川峰生） 今、答弁いただきました、これ全国平均と比較しますと、管路それから浄水施設は別府市のほうが先に進んでいるかなと思いますけれども、配水池は少し、全国平均より少ないという報告がありました。

そこで、管路、浄水施設及び配水池の耐震化を今後どのように進めていくのか、答弁ください。

○上下水道局総務課長（田原誠士） お答えいたします。

水道施設の耐震化についてでございますが、浄水施設及び配水池につきましては、平成24年度に耐震診断を行い、その結果から構造物につきましては耐震補強または建て替えを進めております。

また、基幹管路の耐震化につきましては、耐震性のある継ぎ手等を使用した耐震管に順次布設替えを実施しております。

○22番（松川峰生） 徐々に進めているという答弁がありました。

そこで、この管路の法定耐用年数と併せて、断水と漏水の件数についてお伺いしたいと思います。

○上下水道局総務課長（田原誠士） お答えいたします。

一般的に水道管と言われる配水管の耐用年数につきましては、地方公営企業法施行規則に規定されており、40年となっております。

続きまして、断水の原因でございますが、水道管の継ぎ手部分が地震の揺れ等で外れるなどの損傷が上げられます。過去に別府市では市内全域が断水するような事態は、発生し

ておりません。

また、漏水につきましては、水道管の老朽化による腐食などが主な原因で、令和4年度の発生件数は575件となっております。その大半は、各家庭で水を使用するために本管から引き込んでいる部分で発生しております。

- 22番（松川峰生） 令和4年で575件という、私自身が想像したよりもたくさんものが出てるだろうというふうに思います。今日実は朝起きましたら、テレビのNHKで、水道管の老朽化ってやつをテレビで見たんですけど、局長は見ましたか。大分県なかなか進んでいるようで、衛星から地面に物を当てて、そこに当ててポイント的に漏水しているかどうかというところを当てるといって、何かイスラエルの機械で、AIで分かるということで、今までのように人はもちろんしなくちゃいけないんですけども、そういう高度なやつというのを初めて今日テレビで見ました。これ活用すると、ポイント的に早く周りが分かるという話をされましたんで、ちょうど早起きしてよかったなというので、よく早起きの3文つてのは僕のことを言うような気がします。これからも早起きしてテレビ見ようかなと思っております。

今の575件、これは、今後とも市民生活に支障がないよう見守っていただきたいし、徹底して影響がないようにしていただきたいなと思います。水道事業は、市町村が運営し、この料金収入で経営を賄う独立採算制が原則であります。給水人口の減少などで今、約6割の水営事業が赤字と言われている中、人口減少に伴う水道利用者の減少もあり、耐震化向上の費用調達が厳しい状況が指摘されています。これは、別府市はそうでもないんですけども、赤字の事業所があって、料金の値上げとか、いつか別府市も、先ほどこの前のところで、2050年には人口が減ってきますということは、水道利用者が減って水道料金も収入上がってこないってことですから、こういう状況になる可能性があるかと思えます。しかしながら、厳しい水道事業経営であっても、生活に欠かせない水の安定供給という課題に向き合っていかなければなりません。水道施設の耐震化率向上のための、今別府市の取組はどのようになっていますか。

- 上下水道局工務課長（永井雄一） お答えします。

基幹管路につきましては、老朽化している亜鉛メッキ鋼管や硬質塩化ビニール管並びに昭和20年以前に布設された普通鋳鉄管を優先的に耐震管に布設替えを行っております。

また、朝見浄水場では、2系配水池の耐震補強を行うために配水池周辺の整備を行っており、令和10年度以降に配水池の耐震補強を行う予定です。

- 22番（松川峰生） 年次計画で進めてるってことですね。ぜひ、引き続きしっかりと対応していただきたいなと思います。

厚労省は、地震に強い水道を目指して、これまで以上に水道施設の耐震化の取組を行っていく必要があると言っています。水道利用者の理解の向上を図りつつ、水道施設、管路の耐震化の促進に向けた水道事業者への取組を推進するため、各水道関係者と連携して、水道施設・管路耐震性改善運動を今展開し、平成24年には水道耐震化推進プロジェクトを設立しています。

そこで、この水道施設耐震化に関する広報活動については今、上下水道局ではどのような活動を行っていますか、お答えください。

- 上下水道局総務課長（田原誠士） お答えいたします。

水道耐震化推進プロジェクトとは、平成24年11月から平成27年3月まで実施された厚生労働省を主体とする日本水道協会及び各種団体による耐震事業に関する広報戦略であります。

プロジェクトの趣旨としては、水道の利用者及び事業者における耐震化事業への理解の向上や促進でございます。

広報の内容としましては、情報発信によるリスク・コミュニケーションの構築、情報の見える化、事業体の規模等に応じた効果的な広報活動などがございます。上下水道局としましては、広報誌「水道とくらし」の中で、災害対策及び災害に備えた準備などを掲載し、啓発活動を行っております。

なお、「水道とくらし」につきましては6月と12月の年2回、毎回5,000部ほどを作成し、自治会を通じて回覧の形で各世帯に周知しております。

- 22番（松川峰生） 私も、回覧板でこれを1年に2回ほど見るがございます。今までは何となくさらっと見た気がしますので、これからは今課長がしっかり答弁していただいたんで、その回覧板をコピーして取っておくかなと思ってます。これからも皆さん、回覧板なんでね、自治会に入っている方しか回覧板回ってこないんですよね。だから、恐らく自治会の加入率、今別府市で7割弱ぐらいではないかと思うんで、そういう方もおるんで、併せて今後そういう方にもこの広報誌を見れる状況を、また課長のほうで検討してください。多くの皆さんが見れるようにしたら、少なくとも回数が多いほどいいんですけど、予算の関係もあろうけども、しっかりと広報していただければと思います。

そこで一つ、大変危惧するところがあるんですけど、それは何かこの水の問題があったときに、基幹病院や、特に透析医療機関に関わる水道施設の耐震化等について、とても今心配いたしておりますけども、上下水道局ではこういう基幹病院に対してどのような対策を取っているのか、また、耐震化についてはどう考えているのか、お答えください。

- 上下水道局総務課長（田原誠士） お答えいたします。

市内の地域災害拠点病院は、新別府病院が指定されております。浄水場から医療機関までの管路の延長は5,917メートルに対し、耐震適合管の延長は5,373メートルで、耐震適合率は90.8%となっております。

また、人工透析を行っている医療機関等を含める形にはなりますが、市内全域の配水管等の耐震化は順次進めている中で、過去に亀川地区の一部で発生した断水の際は、医療機関からの要請に応じて、給水車を用いて水を搬送した事例もございます。

- 22番（松川峰生） 特に心配なのは、透析の場合は必ず今、普通2日に1回やらなくちゃいけないし、水もたくさん使うそうです。そここのところが大変気になりました。もちろん、医療機関はもう水がなくてはできないと思いますけども、しっかりと今拠点病院、新別府病院のほうにはもうそういう、今見ますと耐震適合率90.8%、それでも100じゃないんで、しっかりと今後とも体制進めていただければと思います。

そこで1点だけ。ちょっと順番変わりましたが、厚生労働省が、平成25年度、管路の耐震化に対する検討会において、東日本大震災における管路の被害状況分析を行いました。平成27年度6月に、東日本大震災の経験や、新たに得られた知見等を反映するとともに、中小企業規模の事業者における計画策定を促進することを目的とし、水道の耐震化計画等策定指針の改正版を作成しています。その周知に努めていますが、別府市の水道の耐震化改修促進経過について教えてください。

- 上下水道局総務課長（田原誠士） お答えいたします。

平成29年度に策定した別府市水道事業ビジョンに基づく経営戦略で御説明いたします。令和6年度から令和8年度までの耐震化に関する事業費につきましては、約13億8,000万円を予定しており、耐震化率は令和4年度と比較しまして、浄水施設は99.8%と現行と同じ、配水池が1.9ポイント上昇の50.6%、基幹管路は3.0ポイント上昇の50.0%と改善する計画です。

- 22番（松川峰生） 各地大分県内市町村、今こういう議会が始まっています。先日大分市議会の一般質問の答弁で、足立市長さんがこのように答弁しています。水道管や上下水道施設の耐震化について、耐震性が低く、漏水する可能性が高い水道管から順次更新して

いるとし、耐震化適合率は2022年度末時点で70.2%、2032年度末で80%、2048年度末で100%となるよう取り組んでいると答弁しています。どこもこれから先を見据えて検討しているような状況でありますので、別府市もしっかりと、先ほど答弁いただいたように順次、費用のほうもかかるとは思いますけれども、それを見据えながら進めていただきたいなと思います。

高齢化と過疎が急速に今、日本は進んでいます。耐震性の向上以前にまずは均一的な水道サービスの維持は容易ではありません。水道事業は、不採算な状態では配水管などの更新が難しく、どうやって効率的に更新するかを考えると同時に、地域に合った水道の形を検討する必要があると考えます。市民に安心・安全で安定的に水を送り、いつ何が起こるかもしれない災害に対応できる対応を構築していただくことをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（加藤信康） お諮りいたします。本日の一般質問はこの程度で打ち切り、次の本会議は明日定刻から一般質問を続行いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康） 御異議なしと認めます。よって、本日の一般質問はこの程度で打ち切り、次の本会議は明日定刻から一般質問を続行いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時39分 散会

